

宗教團體法關係法令諸手續集



始



特 232
683

例 言

- 一、本書は宗教團體法及同法關係法令施行に伴ふ寺院、教會、宗教結社等の最も必要とする諸手續を様式として掲げ之に簡單なる解説を加へて其の取扱の便宜とした。
- 一、本書に収録した宗教關係法令は現行の大概を網羅したつもりである。尙抽記に依る法とは宗教團體法を、令とは宗教團體法施行令を、規則とは宗教團體法施行規則を、細則とは宗教團體法施行細則を指すものである。
- 一、本書は短日時に急激、且つ事務の餘暇を竊みての編纂であるから其の完璧は保し難い。何れ日時を見て校正する決心で居る、杜撰な點は御寛容願ひ度い。
- 一、本書編纂に際りての奈良縣特別高等警察課の佃氏、社寺兵事課の島瀬・上林兩氏の絶大な御援助を茲に銘記して謝意を表する次第である。

昭和十五年菊月

編者 識す



目次

寺院	
明細帳登錄寺院	一
新設寺院	七
寺院諸願屆	九
教會	
既設教會	一七
新設教會	二〇
教會諸願屆	二七
寺院、教會備附表簿	三〇
宇	三二
佛堂	三三
宗教結社	
宗教結社諸屆	三四
宗教結社備附表簿	三七
市町村長取扱	三八

宗教團體法……………一八九

全法施行期日ノ件……………二〇二

全法施行令……………二〇三

全法施行規則……………二二五

全法施行細則……………二四四

宗教團體登記令……………二五六

公衆禮拜用建物及敷地登記令……………二六三

寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ノ處分ニ關スル法律……………二六五

同法施行期日ノ件……………二六七

同法施行ニ關スル件……………二六七

同法施行規則……………二六九

税ノ減免ニ關スル規定拔萃……………二七二

存續諸法規……………二七九

警察關係法令……………二八五

登記所一覽……………二九五

稅務署一覽……………三〇一

第一章 寺院 (宗教團體法第二條に依り法人格を認めらる)

第一節 明細帳登録寺院

第一項 意義

明細帳登録寺院とは府縣廳備附の寺院明細帳(明治十二年調製)に登録せらるる寺院を謂ふのである。勿論明治十二年以降昭和十五年三月三十一日迄に於て脱漏の故を以て登録方許されたるものは之を包含する。尙明細帳は昭和十五年三月三十一日限り自然廢止されたるものとして取扱はれる。

(抽) 法第三十二條

第二項 手續

(一) 寺院規則の認可申請

明細帳登録寺院は昭和十七年三月三十一日迄に寺院規則を定めて地方長官の認可を受けねばならぬ。

(抽) 法第六條、第三十二條第二項、規則第六十七條、細則第十五條、第十六條、第二十一條

(様式) 第一、第二、第三

(注意) 法定期限内に手續を履行せない寺院及主要建物を失つて再建見込のない寺院は廢寺と見做され處分せらる規則の變更は地方長官の認可が要る(法第六條規則第十五條)

(二) 寺院財産の登録申請

明細帳登録寺院は可急的速に不動産を除く以外の重要財産の登録申請を地方長官に爲さねばならぬ。

登録申請は左の二種に分ちて取扱ふのである

(イ) 寶物

大様左記の物件で重要なるもの

第一部 彫刻(佛像、面、神像、肖像、木造狛犬等)

第二部 繪畫(軸、色紙、短冊、繪卷物等)

第三部 佛具、佛器、莊嚴具(五器、花瓶、禮盤、大壇、机等) 天蓋、華鬘、幡

第四部 文書、記録、典籍、書箱(緣記書、寫本、寫經、扁額、棟札等)

但シ文書ハ幕末期以前ノモノヲ凡テ含ム

第五部 工藝品(厨子、佛具、佛器ニ屬セサルモノ例へハ織布、茶器類、古鏡、古鈴、樂

器、舍利塔ノ類等)

第六部 刀劍、武具(劍、甲冑等)

第七部 考古學資料(古瓦、磚、埴輪、石劍、古錢、珠玉、古墳出土品等)

第八部 石造美術品(五輪塔、寶篋印塔、十三重塔、石佛塔)

第九部 其他

(ロ) 公債、社債、株式其ノ他之ニ準ズベキモノニシテ基本財産ヲ構成スルモノ

株式は拂込済のものに限り「其ノ他之ニ準ズベキモノ」は外國債を指す。不動産及現金並銀行預金、郵便貯金は登録しない。

(抽) 法第九條、令第四條、第五條、規則第三十四條

(参照條令) 令第六條、第七條、規則第三十三條

(注意) 寶物其の他に於て地方廳備附の財産臺帳に登録せられない物件は各寺院に於て適當なる臺帳を調製し之に掲載保存の方途を講ぜねばならぬ、不動産は其の登記を爲し置くを可し

登録變更、抹消は地方長官の認可が要る(自令第八條至令第十一條、規則第三十五條)

(様式) 細則様式第一號

(三) 境内地の讓與申請(官有地に限る)

明細帳登録寺院にして境内地官有地なる時は昭和十七年三月三十一日迄に其の譲與申請書を大藏大臣（稅務署經由）に提出する事が出来る

(抽) 寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財産處分ニ關スル法律第一條

全 右法律施行ニ關スル件勅令第一條

全 右法律施行規則（大藏省令）第一條

(様式) 第四

右に依り譲與せられたる時は其の旨地方長官に届出ねばならないのである

(抽) 細則第二十二條

(様式) 第五六

(四) 境内地の賣拂申請

前掲(三)に依る譲與を爲されざるものに付ては譲與申請を爲したるものは譲與不可の通知を發せられたる日より五年内に、他のものに付ては昭和二十年三月三十一日迄に大藏大臣（稅務署經由）宛其の賣拂を申請する事が出来る、賣拂は大体時價（大藏省査定）の半額で取扱はれる

(抽) 寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財産處分ニ關スル法律第三條、第四條、第五條

全 右法律施行ニ關スル件勅令第三條

全 右法律施行規則（大藏省令）第二條、第三條

(様式) 第五

(五) 公衆禮拜用建物登記申請

寺院の建物で公衆禮拜の用途に供するものは地方長官の證明書を添へて所轄登記所に登記方申請せねばならない、此の場合の登録税は免除される

(抽) 法第二十一條、細則第十五條

公衆禮拜用建物及敷地登記令第一條

(様式) 第六

(六) 公衆禮拜用建物の敷地登記申請

寺院の公衆禮拜用建物の敷地に付ても(五)に準じ之が登記を申請せねばならない

(抽) 法第二十一條、細則第十五條

公衆禮拜用建物及敷地登記令第一條

(様式) 第七

(注意) 國有地の譲與を受けた土地の登記申請に付ては稅務署長の證明を必要とする

(七) 地租の免除申請

寺院の境内地にして

- 一、本堂、庫裡、其ノ他教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ之ニ附随スル行爲ヲ爲スニ必要ナル建物又ハ工作物ノ敷地

- 二、宗教上ノ儀式又ハ行事ヲ行フ爲必要ナル土地

- 三、參 道

- 四、庭 園

- 五、寺院ノ風致ヲ維持スル爲必要ナル土地

- 六、寺院ノ災害防止ニ必要ナル土地

以上の土地に付ては地租の免除を申請することが出来る。但し四號乃至六號の土地に付ては大藏大臣に於て免租區域を制限する事がある。申請は所轄稅務署經由で手續すればよい。

(抽) 宗教團體法第二十二條第二項ノ規定ニ依ル地租ノ免除ニ關スル件勅令第四六〇號第一條及第二條

法第二十二條

(様式) 第八五

第二節 新設寺院

第一項 意義

宗教團體法第六條に依り新に其の設立を認可されたる寺院を便宜新設寺院と呼び明細帳登錄寺院と區別す

第二項 手續

(一) 寺院設立認可申請

出願期限はない其の設立の必要に應じ地方長官宛手續すればよい出願に際りては寺院規則を添付せねばならない

尙設立には基本財産堂宇(本堂、庫裡)境内地及信徒數に相當の制限あるを覺悟せねばならない

(抽) 法第六條、規則第十三條、細則第十五條、第十六條

(様式) 第八、第九、第一〇

(二) 寺院設立登記申請

寺院設立の認可を受けた時は認可の日より二週間以内に設立登記をせねばならない登記申請は其の所在地登記所に之を爲す

(抽) 宗教団体法登記令第七條

(様式) 第一一

(三) 登記事項變更登記申請

寺院設立登記の場合に掲記したる各事項に變更を生じたる時は二週間以内に其の所在地登記所に變更登記を申請せねばならない

(抽) 宗教団体法登記令第四條、第五條、第六條

(様式) 第一二(例、住職變更登記申請の場合)

(四) 財産登録申請

(五) 公衆禮拜用建物登記申請

(六) 公衆禮拜用建物の敷地登記申請

(七) 地租免除申請

等に付ては明細帳登録寺院と其の手續は同一である

第三節 寺院の諸願届

前掲の外相当必要となる諸願届は概ね左の通である

第一項 諸 願

(一) 寺院の移轉改稱願

寺院の移轉は寺院規則書に付所在地の變更として取扱ふ
但し單に寺號の移轉等の如きは許されない
尙法に寺院の新設を許されたる關係上移轉の必要は尠くならう寺院名稱は從來の冠稱を除き坊、
庵等の稱號は許可されない

(様式) 第一三

(二) 財産處分願

(様式) 第一四

(三) 境外土地(建物)賃貸認可願

(様式) 第一五

(四) 立木處分認可願

(様式) 第一六

(五) 擔保權設定認可願

(様式) 第一七

(六) 保證認可願

(様式) 第一八

(七) 借財認可願

(様式) 第一九

(八) 財産處分に付總代の同意を得る事能はざる時の承認願

(様式) 第二〇

原則として總代の同意を得ねばならない

(九) 財産臺帳閱覽申請

(様式) 第二一

(一〇) 財産臺帳謄本(抄本) 交付申請

(様式) 第二二

(一一) 寶物搬出認可申請

(様式) 第二三

(一二) 國寶搬出許可願

(様式) 自第二四至第三二

帝室博物館又は之に準ずる場所に限り其の搬出を許されるのである。一般寶物に就ても亦同じ
搬出場所(國寶、什器の搬出許可される見込場所)

一、東京帝室博物館

一、奈良帝室博物館

一、靖國神社附屬遊就館

一、恩賜京都博物館

一、大阪市立美術館

一、鎌倉國寶館

一、此の外保管設備完全にして營利、宣傳を目的とせない場所

(一三) 境内地増加(減縮、模様替)認可願

(様式) 第三三

- (一四) 境内建物新築（改築、増築、除却、模様替）認可願
(様式) 第三四
 - (一五) 境内地（又は境内建物）目的外使用認可申請
(様式) 第三五
 - (一六) 境内建物用途變更認可申請
(様式) 第三六
 - (一七) 寺院合併認可申請
(様式) 第三七
- 寺院の合併は原則として同一宗派寺院に限る、但し二宗派以上所屬寺院は其の管長の承認あれば許るされる
- (一八) 寺院解散認可申請
(様式) 第三八
 - (一九) 殘餘財産處分認可申請
(様式) 第三九
 - (二〇) 清算終了の計算書承認申請
(様式) 第四〇

- (二一) 證明申請書
(様式) 第八八

第二項 諸 届

第一節 地方長官宛の届出

- (一) 住職（代務者）就任届
(様式) 第四一
履歷書及宗派管長の任命書寫を添付する(二)
- (二) 住職（代務者）退任届
(様式) 第四二
宗派管長の辭令書寫を添付する(三)
- (三) 寺院住職（代務者）職務執行不能届
(様式) 第四三
- (四) 代務者を置きたる事故止届
(様式) 第四四

- (五) 住職(代務者)外國旅行届
(様式) 第四五
- (六) 境内地増加(減縮、模様替)完了届
(様式) 第四六
- (七) 境内建物營繕竣功届
(様式) 第四七
- (八) 境内建物災害届
(様式) 第四八
- (九) 境内地(又は境内建物)所有者異動届
(様式) 第四九
- (一〇) 寺院設立終了届
(様式) 第五〇
- (一一) 寺院移轉完了届
(様式) 五一
- (一二) 財産目録所掲財産移轉済届

- (様式) 第五二
- (一三) 清算人就任届
(様式) 第五三
- (一四) 殘餘財産處分済届
(様式) 第五四
- (一五) 財産處分(擔保、借財、保証)済届
(様式) 第五五
- (一六) 擔保設定廢止(借財償還、保證廢止)届
(様式) 第五六
- (一七) 國有地寺院境内地讓與受済届
(様式) 第五七
- (一八) 寺院布教狀況報告
(様式) 第五八、第五九
- (一九) 收支決算報告
(様式) 第六〇、第六一、第六二

第三項 市町村長宛の届出

(一) 檀(信)徒總代選任(解任)届
(様式) 第六三

市町村長は總代名簿を備へて之を整理する

(二) 檀(信)徒總代死亡届

(様式) 第六四

(三) 寺院解散届

(様式) 第六五

(四) 寺院移轉届

(様式) 第六六

第二章 教會

第一節 既設教會

第一項 意義

昭和十五年三月三十一日迄に地方長官の設立許可を得て現存(教會臺帳に登録されてゐるもの)して
ゐるものを便宜既設教會と謂ふ

(抽) 法第三十三條

第二項 手續

(一) 教會規則の認可申請

既設教會は昭和十七年三月三十一日迄に教會規則を定めて地方長官の認可を受けねばならないので
ある

(抽) 法第六條、第三十二條第二項、規則第十三條、第六十七條、細則第十五條、第十六條 第二十一條

(様式) 第一、第八六

(注意) 法人教會たらむとするときは其の旨教會規則に規定して地方長官の認可を経ねばならない (法第六條第二項、規則第十四條)

(二) 教會財産の登録申請

法人教會に限り財産登録の申請を爲すべきで一般教會は其の必要が無い

此の場合は前掲寺院の財産登録の項に準じて手續すればよい

(抽) 法第九條、令第四條、第五條、規則第三十四條

(参照條令) 前掲寺院の財産登録の項参照

(注意) 全 右

(様式) 細則様式第一號

(三) 公衆禮拜用建物登記申請

教會の建物で公衆禮拜の用に供するものは地方長官の證明書を添へて所轄登記所に登記を申請せねばならない。此の場合の登録税は免除せられる

(抽) 法第二十一條、細則第十五條

公衆禮拜用建物及敷地登記令第一條

(様式) 第六

(注意) 教會規則認可後に非ざれば地方長官の證明は不能である登記は法人教會又は法人たる宗團教會の所有物に限られる

(四) 公衆禮拜用建物の敷地登記申請

教會の公衆禮拜用建物の敷地に付ても前記(三)に準じ登記を申請せねばならない

(抽) 法第二十一條、細則第十五條

公衆禮拜用建物及敷地登記令第一條

(様式) 第七

(注意) 教會規則認可後に非ざれば地方長官の證明は不能である。法人たる教會又は法人たる宗團教會の所有物に限られる。國有地の無償讓與を受けたる構内地は稅務署長の證明書を添付する。

(五) 地租免除申請

一、會堂其ノ他教會ガ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ之ニ附隨スル行爲ヲ爲スニ必要ナル建物又ハ工作地ノ敷地

二、儀式又ハ行事ヲ行フ爲必要ナル土地

三、參 道

四、庭園

五、教會ノ風致ヲ維持スルニ必要ナル土地

六、教會ノ災害ヲ防止スルニ必要ナル土地

以上の土地に付ては地租の免除を申請する事が出来る。但し四號乃至六號の土地に付ては大藏大臣は免除區域を制限する事が出来るのである申請は所轄稅務署經由申請するのである

(抽) 法第二十二條

宗教團體法第二十二條第二項ノ規定ニ依ル地租免除ニ關スル件勅令第四六〇號第一條及第二條

第二節 新設教會

第一項 意義

宗教團體法第六條に依り新に其の設立を認可されたる教會を便宜新設教會と謂ふ

第二項 手續

(一) 教會設立認可申請

出願期限はない其必要に應じ地方長官宛手續すればよい出願に際りては教會規則を添付せねばならない。

尙教會の新設にして法人教會たらむとするものに付ては基本財産、建物、境内地、信徒數に相當の制限がある。宗派、教團に所屬せない所謂單立教會の設立に付ては特に其の詮議に留意せられるのである。

(抽) 法第六條、規則第十三條、細則第十五條、第十六條

(様式) 第八、第九、第一〇

(注意) 法人教會たらむとする時は其の旨教會規則に明示せねばならない(法第六條第二項)

(二) 教會設立登記申請

法人教會に限り其の認可の日より十四日以内に所轄登記所に設立登記をせねばならないのである。

(抽) 宗教團體法登記令第七條

(様式) 第一一

(三) 登記事項變更登記申請

法人教會設立登記に掲記したる各項に變更を生じたる時は十四日以内に所轄登記所に其の變更登記

をせねばならないのである

(抽) 宗教団体法登記令第四條、第五條、第六條

(様式) 第一二(例、主管者變更登記申請の場合)

(四) 財産登録申請(法人教會に限る)

(五) 公衆禮拜用建物登記申請(法人教會に限る)

(六) 公衆禮拜用建物の敷地登記申請(法人教會に限る)

(七) 地租免除申請

等に付ては前掲既設教會の項に述べた手續に準ずればよい

第三節 教會の諸願届

前掲の外相當必要となる諸願届は概ね左の通りである

第一項 諸願

(一) 教會の移轉、改稱願

教會の移轉改稱等は教會規則書の變更として取扱はれる

尙移轉は新設を意味するものは許可されない。改稱は神社、寺院等に紛らはしきものは許可されない

(様式) 第一三

(二) 財産處分願

法人教會の場合に限る

(様式) 第一四

(三) 立木處分願

法人教會の場合に限る

(様式) 第一六

(四) 境外土地(建物)賃貸認可願

法人教會の場合に限る

(様式) 第一五

(五) 擔保權設定認可願

法人教會の場合に限る

(様式) 第一七

(六) 保證認可願

法人教會の場合に限る

(様式) 第一八

(七) 借財認可願

法人教會の場合に限る

(様式) 第一九

(八) 財産處分に付總代の同意を得る事能はざる時の承認願
法人教會の場合に限る

(様式) 第二〇

原則として總代の同意を得ねばならない

(九) 財産臺帳閲覧申請

法人教會の場合に限る

(様式) 第二一

(一〇) 財産臺帳謄本(抄本)交付申請

法人教會の場合に限る

(様式) 第二二

(一一) 構内地増加(減縮、模様替)認可願

(様式) 第二三

(一二) 構内地建物新築(改築、増築、除却、模様替)認可願

(様式) 第二四

(一五) 構内地(又は構内建物)目的外使用認可申請

(様式) 第三五

(一六) 構内地建物用途變更認可申請

(様式) 第三六

(一七) 教會合併認可申請

(様式) 第三七

合併は原則として同一宗教派同一性質のものとする

(一八) 教會解散認可願

(様式) 第三八

(一九) 殘餘財産處分願

法人教會の場合に限る

(様式) 第三九

(二〇) 清算終了の計算書承認申請
法人教會の場合に限る

(様式) 第四〇

(二一) 證明申請書
(様式) 第八八

第二項 諸 届

第一節 地方長官宛の届出

(一) 教會主管者(代務者)就任届
(様式) 第四一

履歷書及宗派管長の任命書寫を添付すること

(二) 教會主管者(代務者)退任届
(様式) 第四二
宗派管長の辭令書寫を添付すること

(三) 教會移轉完了届

(様式) 第五一

(四) 教會主管者(代務者)職務執行不能届
(様式) 第四三

(五) 代務者を置きたる事故止届
(様式) 第四四

(六) 教會主管者(代務者)外國旅行届
(様式) 第四五

(七) 構内地増加(減縮、模様替)完了届
(様式) 第四六

(八) 構内建物營繕竣功届
(様式) 第四七

(九) 構内建物災害届
(様式) 第四八

(一〇) 構内地(又は構内建物)所有者異動届
(様式) 第四九

- (一一) 教會設立終了届
(様式) 第五〇
- (一二) 財産目録所掲財産移轉濟届
法人教會に限る
(様式) 第五二
- (一三) 清算人就任届
法人教會に限る
(様式) 第五三
- (一四) 殘餘財産處分濟届
法人教會に限る
(様式) 第五四
- (一五) 財産處分(擔保、借財、保證)濟届
法人教會に限る
(様式) 第五五
- (一六) 擔保設定廢止(借財償還、保證廢止)届
法人教會に限る

- (様式) 第五六
- (一七) 教會布教狀況、收支決算報告
(様式) 第五八、第五九
- (一八) 收支決算報告
(様式) 第六二

第二節 市町村長宛の届出

- (一) 教信徒總代選任(解任)届
(様式) 第六三
- (二) 教信徒總代死亡届
(様式) 第六四
- (三) 教會解散届
(様式) 第六五
- (四) 教會移轉届
(様式) 第六六

第四節 表簿

第一項 寺院、教會備附表簿

寺院教會には規定により第二項記載の表簿を備付け保存せなくてはならない
(抽) 規則第二十五條

第二項 表簿

- (一) 寺院規則、教會規則、其の他の規則綴
(様式) 第二、第六六
- (二) 住職、教會主管者教師及僧侶名簿
(様式) 第六七
- (三) 全上履歷書綴
(様式) 第六八
- (四) 教師の養成及教養機關に關する書類(十年保存)

(五) 檀徒、教徒、信徒及總代名簿

總代名簿は別紙に調製すること

(様式) 第六九

(六) 所屬團體の名簿

(様式) 第七〇

(七) 境内(構内)地及建物の明細圖

寺院規則、教會規則に添付した圖面と同一のものを備へればよい

(八) 寺院規則、教會規則所定の議決機關の議事録(永年保存)

(様式) 第七一

(九) 公益事業に關する書類(十年保存)

(一〇) 収入簿、支出簿及證憑書類(十年保存)

(様式) 第七二

(一一) 官公署及所屬教派、宗派、教團との往復書類綴(五年保存)

(一二) 財産目録

備付は寺院及法人教會に限る

(様式) 第七三

(一三) 資産臺帳、負債臺帳

備付は寺院及法人教會に限る

(様式) 第七四、七五

(備考) 保存年限の法定なき帳簿は其の重要なるものニ然らざるものニより適宜其の年限を定めて保存すればよい。

第三章 祠 宇

第一項 意 義

昭和十五年三月三十一日現在に於て地方長官保管の祠宇明細帳に登載されたるものを謂ふ。尙祠宇は法第三十二條に依り法人たる教會と看做される従つて昭和十七年三月三十一日限り祠宇の名稱は無くなるのである。

(抽) 法第三十二條

第二項 手 續

昭和十七年三月三十一日迄に教會規則を定めて地方長官の認可を受けねばならない。その諸手續は概ね前掲法人教會の場合に準じて之を爲せばよいのである。

第四章 佛 堂

第一項 意 義

昭和十五年三月三十一日現在に於て地方長官保管の佛堂明細帳に登録されてゐる佛堂を謂ふ。尙佛堂は昭和十七年三月三十一日迄に寺院に所屬し、寺院、若くは教會となるか、禮拜所設備として残されるかである期限内に手續の爲さないものは解散したるものと看做される。

(抽) 法第三十五條、令第四十一條

第二項 手 續

寺院、教會となるものは概ね前掲、寺院、教會の項に依る手續を爲さねばならない。此の場合其の所有する財産は當然寺院、教會に移管せられなければならない。佛堂の名稱は法定期限後は無くなるものである。解散手續殘餘財産處分は前掲寺院、教會の場合に準ず。

(一) 寺院又は教會となる場合
受持僧侶其の他の管理者に於て地方長官の認可を受けねばならない。此の場合は寺院規則、教會規則の認可を受ける必要がある。

(抽) 令第三十八條、第四十條

(二) 佛堂が寺院に屬する場合
受持僧侶其の他の管理者に於て所屬せんとする寺院住職の同意を得て地方長官の認可を受けねばならない。

(抽) 令第三十六條

(三) 公衆禮拜の要に供する施設としては存續せしむる場合

管理者に於て地方長官に届出ねばならない。其の期限は昭和十七年六月三十一日迄である此の場合には法的保護は無い。

(抽) 令第四十二條

第五章 宗教結社

第一節 宗教結社の概説

第一項 意義

教團、宗團及寺院、教會で無く宗教の教義の宣布及儀式の執行を爲す結社を謂ふのである

第二項 取扱限度

(一) 宗教結社として取扱はざるもの

一、神社關係講社ノ類

二、宗教團體ノ所屬團體タルコト明ナル講社ノ類

(二) 宗教結社として取扱はれるもの

一、教師が其ノ所屬教派、宗派ト異ナル教義ヲ奉シ教儀ノ宣布儀式行事等ヲ爲スコトニ依リ組織サレタルモノ

二、寺院又ハ教會タラントスル過程ニ於テ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ爲スモノ

三、社會教育等ヲ目的トスル團體ナリト主張スルモ教義ノ宣布儀式ノ執行ヲ其ノ直接目的トスルモノ

第三項 手續

三六

(一) 組織届出

條項書としたる宗教結社規則書を添へ組織したる日より十四日以内に地方長官宛（貳通）届書を提出すればよいのである。尙届書を受理したる場合は別紙（様式第八〇）に依る受理通知を發せられるのである。

（抽） 法第二十三條、規則第五十八條、細則第十五條

（様式） 第七六、第七七、第七八

(二) 布教者届

布教者を設置したる時は其の住所氏名を速に地方長官に届出ねばならない（此の場合は履歴書添付する）

（抽） 法第二十四條

（様式） 第七九

(三) 教典、衍義等作成變更届

（様式） 第八一

(四) 結社廢止届

（様式） 第八二

(五) 布教者異動届

（様式） 第八三

(六) 布教者數及信徒數報告

（様式） 細則様式第三號

(七) 布教者の國籍別數報告

（様式） 細則様式第四號

(八) 布教狀況及收支決算報告

概ね寺院、教會の項の様式によればよい

第二節 表簿

第一項 宗教結社備附表簿

宗教団体法施行細則（縣令）により宗教結社は第二項の表簿を事務所に備附せねばならない
（抽） 細則第十二條

三七

第二項 表 簿

三八

- (一) 宗教結社の規則
(様式) 第七七
 - (二) 布教者名簿
(様式) 第六七ニ準ズ
 - (三) 信徒名簿
(様式) 第六九ニ準ズ
 - (四) 會計帳簿
(様式) 第七二ニ準ズ
- 各帳簿は結社廢止の時迄保存すればよい

第六章 市町村長の取扱

第一節 臺帳の調製

市町村長は宗教團體法の規定に基き住職又は教會主管者よりの届出を俟つて寺院、教會の總代名簿を

調製するのである。總代の人員は三名以上となつてゐるが徒らに多數は許されない

- (抽) 法第八條、規則第二十八條、第二十九條、第三十條
- (様式) 第八四

第二節 總代名簿閲覽及證明

總代名簿閲覽又は證明の申請あれば其の要求に應じなければならぬ。證明の場合は申請書を武通提出せしめ其の壹通に證明し下附すればよいと考へる

- (抽) 規則第三十二條、細則第四條
- 閲覽申請(様式) 第八七
- 證明申請(様式) 第八八

第三節 寺院教會の移轉解散届受理

寺院教會の移轉、解散は其の住職又は主管者より移轉解散届出を俟つて總代名簿を抹殺すればよい

- (抽) 規則第三十一條
- (参照様式) 第六四、第六五

三九

寺院規則教會規則認可申請書

所在地

所屬宗教派ノ名稱

寺院教會ノ名稱

右寺院教會ハ宗教團體法施行ノ際寺院明細帳ニ登錄アリタル寺院(設立許可ズミノ教會)ニ有之候處別紙ノ通寺院規則教會規則相定メ候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

右寺院住職教會主管者 氏

名 印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、参照條文 法第三十二條、規則第六十七條、細則第二十一條
- 二、添附書類
 - イ、寺院規則教會規則(様式第二)
 - ロ、管長ノ承認書
 - ハ、檀信徒總代ノ同意書(様式第三)
 - ニ、教規宗制及寺院教會規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類

- ホ、境内地ノ位置及坪數ヲ示ス書類、形、面積、附近ノ狀況ヲ示ス(圖面添附)
- ヘ、境内地建物ノ名稱、種類、用途、位置構造及坪數ヲ示ス書類(圖面添附)
- ト、別ニ土地又ハ建物所有者アルトキハ其ノ氏名又ハ名稱及住所
- チ、所有及使用權ヲ證スル書類
- リ、住職主管者ノ履歷書及身元證明書
- 三、宗教團體法施行後二ケ年内ニ認可ヲ受クルコト

二

寺院規則、教會規則要綱

【一】ヲ附シタルハ教會規則ニ關シ別段ナル部分トス

何々寺 寺院規則

〔何々教會教會規則〕

第一章 總 則

一、名 稱

〔二、法人非法人ノ別〕

三、所 在 地

四、本尊〔奉齋主神又ハ安置佛〕ノ稱號

五、所屬宗派〔教派〕ノ名稱

第二章 教義ノ宣布及儀式ノ執行

第一節 教義ノ宣布

布教ノ種類及方法

第二節 儀式ノ執行

備 考

寺院又ハ教會ノ名稱
附由緒

例ヘバ本教會ハ之ヲ法人トスルガ如キ

寺院又ハ教會ノ所在地ハ道府縣以下地番迄ヲ記載スルコト

脇佛【配祀神】アルトキハ其ノ稱號モ併セ記載スルコト

寺院又ハ教會ノ屬スル宗派又ハ教派ノ名稱、二宗派又ハ二教派以上ニ屬スルモノハ各記載スルコト

寺院又ハ教會内布教(例ヘバ月例布教、日曜布教等)特殊布教(例ヘバ會社布教、工場布教等)ノ種類及方法等ニ付規定スルコト

儀式及行事ノ種類

第三章 住職〔教會主管者〕其ノ他ノ機關

第一節 住職〔教會主管者〕

一、資格

二、任免

イ、選任ノ方法

ロ、選任ノ手續

ハ、退任

三、任期

四、職務權限

第二節 住職〔教會主管者〕ノ代務者

一、代務者ヲ置ク場合

二、資格

三、任免ノ手續

法要又ハ祭典其ノ他ノ儀式及行事ノ種類ヲ恒例臨時ノ別ニ記載スルコト

任免ニ關シテハ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス

世襲、推薦、選舉等ノ方法ニ付規定スルコト

選舉ニ依ル場合ハ選舉資格、被選舉資格、選舉ノ手續等ニ付規定スルコト

退任ノ事由ニ付規定スルコト

任期アルモノニ付規定スルコト、補缺ノ任期ハ任期満了ノ場合モ亦規定スルコト

住職〔教會主管者〕欠ケタル場合(未成年ナル場合)又ハ病氣、應召、外國旅行等ニ因リ久シキニ亘ル故障アルトキ

四、職務權限

第三節 補助者

一、副住職〔副教會主管者〕

〔二、教會所屬ノ教師及布教師〕

三、事務職員

四、徒弟

第四節 寺院〔教會〕ノ特別代理人

一、選舉資格、被選舉資格

二、選任ノ方法

第五節 會議

一、會議ノ種類及名稱

二、組織

三、會議

イ、招集者

代務者ハ住職〔教會主管者〕ノ職務ヲ行フモノナルベキ旨ヲ規定スルコト、其ノ權限ニ制限ヲ加フルノ必要アル場合ハ其ノ制限ニ付亦規定スルコト

置ク場合ノコト、資格、任免、職務權限等ニ付規定スルコト

職員ノ種類、員數、資格、任免、職務權限等ニ付規定スルコト

教會ハ法人教會タルモノニ限ル

宗教團體法第十五條但書、民法第五十六條第及五十七條參照ノ上規定スルコト

臨時會議ニ就テモ亦規定スルコト

招集者、招集ノ手續、招集ノ回数、定員數、會期等ニ付規定スルコト

- ロ、議長及其ノ代務者
- ハ、議決方法
- ニ、議事録ノ作製

四、職務權限

第四章 檀徒、信徒〔教徒、信徒〕及其ノ總代

第一節 檀徒、信徒〔教徒、信徒〕

- 一、資 格
- 二、名 簿
- 三、權利義務

第二節 檀徒ノ總代、信徒ノ總代（若ハ檀信徒ノ總代）〔教徒ノ總代、信徒ノ總代（若ハ教信徒總代）〕

- 一、資 格
- 二、員 數
- 三、選任ノ方法

議長ノ資格、選任方法、任期等及議長事故アル場合ノ代理者ニ關スルコト等ニ付規定スルコト
 書面又ハ代理人ニ依ル表決及過半数議決ニ於ケル可否同數ノ際ノ採決方法等ニ付規定スルコト
 議事録ニハ開會日時及場所、開會當時ノ議員總數、出席者ノ氏名又ハ出席者數、議事ノ經過ノ要領及結果、表決數、議長及署名委員ノ署名等ニ關シ記載スルコト
 議決スベキ事項及其ノ他ノ權限ニ付規定スルコト

除名スル場合ノ事ニ付テモ規定スルコト
 名簿ヲ作り氏名住所等ヲ記載スベキ旨規定スルコト
 例（ハ檀徒、信徒〔教徒、信徒〕總代ノ選舉權及被選舉權其ノ他ノ權利、寺院〔教會〕維持費負擔ノ義務等）

被選舉資格、缺格事項等ニ付規定スルコト
 三人以上タルコトヲ要ス
 選舉又ハ任職〔教會主管者〕ノ推薦若ハ指名等執レノ方法ニ依ルヤチ規定スルコト

四、就任及解任ノ手續

五、任 期

六、職務權限

- イ、同意ヲ要スベキ事項
- ロ、其ノ他ノ職務權限

第五章 本末寺、法類及組寺〔組合教會〕

第六章 佛堂及講社其ノ他ノ所屬團體

第一節 佛 堂

第二節 講社、其ノ他ノ所屬團體

第七章 財產管理、其ノ他財務

第一節 財 產

就任解任ハ任職〔教會主管者〕ヨリ市町村長ニ届出ヅベキ旨ヲ規定スルコト
 補缺ノ任期、任期滿了ノ場合ニ關シテモ規定スルコト

「左ノ場合ハ檀徒、信徒〔教徒、信徒〕總代ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」トシテ主要ナル事項ヲ列舉スルコト
 検査、承認、建議（意見書ノ提出ノ如キ）答申等ニ付規定スルコト

本寺末寺ノ名稱、所在地、本寺末寺ノ關係（權義）等法類寺ノ名稱、所在地、權義等
 組寺ノ名稱、所在地、權義等
 但シ本寺、末寺、法類、組寺等ノ名稱及所在地ハ別ニ簿冊ヲ作り記載スルモ可
 【組合教會ハ組寺ノ記載事項ニ準ジテ規定スルコト】

本節ハ寺院規則ノミニ限ル
 佛堂ノ名稱（附由緒）所在地、安置佛ノ稱號、法要儀式及行事等ノ種類及信徒其ノ他ニ關スルコト
 講社ニ付テハ名稱、所在地、擔當布教師、信徒集會其ノ他ノコトニ關シ規定スルコト
 其ノ他ノ所屬團體（青年會、婦人會、幼稚園等）ニ付テハ名稱所在地、目的、事業、組織等ニ付規定スルコト

一、財 産

イ、基本財産

ロ、普通財産

二、財産ノ管理

イ、管理者

ロ、管理ノ方法

ハ、財産目録ノ調製

第二節 経費及維持ノ方法

一、經 費

二、收支豫算ノ編成及議決

三、收支決算ノ作成及承認

四、會計年度

五、財産處分ノ手續

基本財産ニ編入スベキ財産、例ヘバ土地、建物其ノ他ノ不動産
現金、公債証券其ノ他ノ有價証券等

財産ノ種類別ニ管理ノ方法ヲ規定シ又財産ノ登記、寺院財産
帳【教會財産彙帳】ヘノ登録ニ付テモ規定スルコト

毎年度基本財産、普通財産ノ別ニ種類、數量價格等ヲ記シ財産
目録ヲ調製スベキ旨ヲ規定スルコト

寺院【教會】ノ存在維持ニ要スル費用ノ支辨方法ヲ規定スルコト

決算報告書ニハ財産目録ヲ添付スベキコト及會計検査等ニ付規
定スルコト

終始年月日ニ付規定スルコト

土地、建物其ノ他ノ不動産若ハ寺院【教會】財産彙帳ニ登録セ
ラレタル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供セントスル場合等ノ手續ニ
關シ規定スルコト
基本財産處分ニ付テハ處分スル場合ノコト（該當事項）處分ノ
手續、處分金額ノ限度等ニ付テモ規定スルコト

六、借財、保證

七、歳計剩餘金ノ處分方法

八、境内地、境内建物【構内地、構内建物】
等ノ管理

九、其ノ他ノ財務ニ關スル規定

十、會計帳簿其ノ他寺院【教會】ニ於テ備
フベキ表簿ノ類

第八章 公益事業

一、公益事業ヲ行フ場合ノ手續

二、公益事業

イ、名 稱

ロ、所在地

ハ、目的及事業

ニ、組 織

ホ、管理維持ノ方法

附 則

一、寺院規則【教會規則】ノ施行期日

二、寺院規則【教會規則】ノ變更

三、經過の規定

(注意) 第一章 總 則

第一項 名 稱

第一條 本寺院【教會】ノ名稱ハ何々寺【教會】ト稱ス【

以下條文書ミすればよい

例ヘバ基本財産ヘノ編入、翌年度歳入トシテ繰越又ハ特別基本
財産トシテ積立ツル等ノ方法ニ付規定スルコト
管理ニ關シ必要ナル事項ヲ規定スルコト

例ヘバ圖書館、養老院、感化院、貧兒教育、保育院等

同意書

左記事項ニ付總代全員同意候條各調印ノ上本書及提出候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗教派ノ名稱

寺院教會ノ名稱

總代

同 同 同 氏 氏 氏

、 名 名 名

印 印 印 印

奈良縣知事

殿

記

- (例) 一、寺院教會規則ノ制定竝ニ認可申請ノ件
 - 二、寺院教會規則ノ變更竝ニ認可申請ノ件
- 但シ變更條項ハ第何條乃至第何條

- 三、財産處分ノ件
但シ處分財産ハ何々
- 四、財産ヲ擔保ニ供スル件
但シ擔保ニ供スル財産及擔保權ノ種類ハ何々
- 五、借財ノ件
但シ借財金額ハ何々
- 六、保證ヲ爲スノ件
但シ保證債務額何々
- 七、寺院(教會)解散(又ハ合併ヲ爲ス)ノ件

備考

- 一、參照條文 法第六條第二項第十條第三十三條第二項、規則第四十四條第一項四號
- 二、財産登錄申請等簡易ナル事項ハ連署ノ形式ニ依ルコトヲ得
- 三、總代ノ同意ハ全員ノ同意ナルコトヲ要ス

讓與申請書

一、申請寺院ノ所在、名稱及所屬宗派	所在	所屬宗派		
	名稱			
二、佛堂ガ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル教會ト爲リタル年月日及齋名稱	名稱	年月日		
	二屬ス ト爲ル			
三、讓與ヲ受ケントスル國有財産ノ所在、種類、數量及價格	所在			
四、讓與ヲ受ケントスル財産ノ内譯 一 本堂、庫裡、其ノ他寺院ニ必要ナル建物又ハ工作物ノ敷地ニ供スル土地 二 宗教上ノ儀式又ハ行事ヲ行フ爲ニ必要ナル土地 三 參道トシテ必要ナル土地 四 庭園トシテ必要ナル土地 五 寺院ノ風致ヲ維持スル爲ニ必要ナル土地 六 寺院ノ災害ヲ防止スル爲ニ必要ナル土地 七 歴史又ハ古記等ニ依リ寺院ト密接ナル緣故アルモノト認メラルル土地 八 當該寺院ニ於テ現ニ公益事業ノ爲使用スル土地 九 前各號ノ土地ニ於ケル立木竹其ノ他ノ定著物	種類	實測數量	見込價格	摘
	其立土 計ノ木 他竹地	東石坪	圓	

一〇 施行勅令第一條第二項ニ規定スル公益事業ノ爲使用スル土地及其ノ定著物
右位置圖及實測圖竝ニ其ノ他關係書類相添ヘ及申請候也

年 月 日

住所 申請者 寺住職 氏

檀信徒總代 氏

同 氏

同 氏

大藏大臣宛

名 名 名 名

印 印 印 印

備考

- 一、參照條文 國有財産處分規則第一條
- 二、注意事項
- (1) 讓與ヲ受ケントスル國有財産ガ無償ニテ貸付シアル國有財産ノ全部ニアラザルトキハ其ノ全部ニ付植類、實測數量及見込價格ヲ三ノ摘要欄ニ記載スルコト
 - (2) 申請書、位置圖、實測圖、其ノ他關係書類ハ四通作成提出スルコト
 - (3) 實測圖ニハ讓與ヲ受ケントスル内譯ヲ記入スルコト
 - (4) 隣接所有者ノ承諾ヲ求ムルノ必要アルモノニ付テハ別ニ其ノ承諾書ヲ添附スルコト
 - (5) 申請書ハ所轄稅務署ニ提出スルコト

公衆禮拜用建物登記申請書

一、建物ノ表示

奈良縣 郡市 村町 番地

一、木造瓦葺平家建 本堂 壹棟 建坪 何坪何合

全 所

一、.....

一、登記原因及其日附

昭和 年 月 日 公衆禮拜供用

一、登記ノ目的

公衆禮拜建物ノ登記

一、添附書類

奈良縣知事ノ證明書 壹 通

右登記相成度此段及申請候也

備考

- 一、參照條文 法第二十一條、登令第一條
- 二、添附書類 奈良縣知事ノ證明書
- 三、登録税不要
- 四、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

何區裁判所 (何出張所)御中

昭和 年 月 日

奈良縣 郡市 村町 番地

何々々 寺 (教會)

奈良縣 郡市 村町 番地

申請人 (教會主管者) 職 氏

名 印

公衆禮拜用建物ノ敷地登記申請書

一、土地ノ表示

奈良縣 郡市

村町

番地

一、宅地又ハ何々

何 坪又ハ畝步

全 所

一、.....

一、登記原因及其日附

昭和 年 月

日公衆禮拜供用建物ノ敷地

一、登記ノ目的

公衆禮拜建物敷地ノ登記

一、添附書類

奈良縣知事ノ證明書

壹 通

右登記相成度此段及申請候也

備考

昭和 年 月 日

奈良縣

郡市

村町

番地

何 々

寺 (教會)

奈良縣

郡市

村町

番地

申請人

(住 教會主管者) 職

氏

名

印

何區裁判所
(何出張所)御中

一、參照條文 法第二十一條、登令第一條

二、添附書類 奈良縣知事ノ證明書

三、登録税不要

四、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

寺院(教會)設立認可申請書

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

右寺院(教會)設立致度候ニ付御認可相成度關係書類ヲ具シ此段及申請候也

昭和 年 月 日

設立者 住所

氏

名

印

奈良縣知事

殿

備考

一、參照條文 法第六條、規則第十三條、細則第十五條

二、添附書類

イ、寺院(教會)規則(様式二)

ロ、管長ノ承認書

ハ、住職(主管者)タルベキ者ノ同意書(様式九)

ニ、總代タルベキ者ノ同意書(様式一〇)

ホ、由緒沿革書

ヘ、所屬スベキ檀信(教)徒ノ概數書

ト、財産目錄

チ、設立費及其ノ支辨方法、設立當初二年ノ收支豫算及事業計畫書

リ、設立者及住職(主管者)タルベキ者ノ履歷書(様式六八)及身元證明書

ヌ、境(構)内地ノ位置及坪數(地形、面積、附近ノ狀況ヲ示ス圖面添附)

ル、境(構)内建物ノ名稱、種類、用途、位置、構造及坪數(圖面添附 但縮尺五十分ノ一乃至六百分ノ一)

ヲ、別ニ土地又ハ建物ノ所有者アルトキハ其ノ氏名又ハ名稱及住所竝ニ使用權ヲ證スル書類

ワ、建物新築等ナスモノニ付テハ工事ノ計畫及竣工豫定期日竝ニ財源ヲ證スル書類(設計書、仕様書、圖面添附)

カ、不動産其ノ他重要ナル財産ニ關スル權利ノ所屬ヲ證スベキ書類

設立者	同	所在地	同	同意書
	殿	所屬(教)宗派ノ名稱 寺院(教會)ノ名稱	住所	書
	昭和	年	月	日
				氏
				名
				印

備考

- 一、参照條文 規則第十三條
- 二、本書ハ寺院(教會)設立申請書ニ添附スルモノトス

設立者	同	所在地	同	同意書
	殿	所屬(教)宗派ノ名稱 寺院(教會)ノ名稱	住所	書
	昭和	年	月	日
				氏
				名
				印

拙者等右寺院(教會)設立認可ノ上ハ檀徒(信教徒)總代トシテ就任ノ件同意致候

備考

- 一、参照條文 規則第十三條
- 二、本書ハ寺院(教會)設立申請書ニ添附スルモノトス

寺院(教會)設立登記申請書

一、名 稱 何々寺 何々教會(法人ノ場合ニ限ル)

一、所在ノ場所 奈良縣 郡市 町 村 番地

一、登記ノ目的 寺院(教會)設立ノ登記

一、登記ノ事由 昭和 年 月 日付ヲ以テ認可セラレ昭和 年 月 日其ノ認可書到達
シタルニ因リ左記事項ノ登記ヲ求ム

名 稱 何々寺 何々教會

所在ノ場所 奈良縣 郡市 町 村 番地

所屬宗(教)派 何宗(教)何派

教義ノ大要 何々(又ハ別冊トシテ添附スルコトヲ得)

設立認可ノ 昭和 年 月 日

基本財産ノ 何 圓

總額

住職(主管者) 奈良縣 郡市 町 村 番地

ノ氏名及住所

一、添附書類

認可書寫 壹 通

寺院(教會)規則 壹 通

住職(主管者)ノ資格證明書 壹 通

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

何區裁判所 (何出張所)御中

奈良縣 郡市 町 村 番地

奈良縣 郡市 町 村 番地

奈良縣 郡市 町 村 番地

申請人 住職 (教會主管者) 氏 名 印

備考 一、參照條文 法第十三條、登令第七條第九條第十一條乃至第十三條第二十條、非訟事件手續法第百

- 二、添附書類 四十九條
- 三、認可書ノ到達後二週間以内ナルコト
- 四、代理人ヲ以テ爲ス場合ハ委任狀ヲ添附シ代理人ノ署名又ハ記名捺印ヲ以テ申請スルモノトス
- 五、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

住職(主管者)變更登記申請書

一、名 稱 何々寺 何々教會

一、所在ノ場所 奈良縣 郡市 村町 番地

一、登記ノ目的 住職(主管者)死亡退任竝ニ就任(又ハ辭任竝ニ就任)ノ登記

一、登記ノ事由 昭和 年 月 日住職(主管者)何某死亡ニ因リ退任シ(又ハ住職(主管者)何某辭任ニ因リ退任シ)昭和 年 月 日左記ノ者

住職(主管者)ニ選任セラレ同日就任シタルニ因リ其ノ登記ヲ求ム

奈良縣 郡市 村町 番地

何 某

一、添附書類

(死亡ノ時ハ)

戶籍抄本

(辭任ノ時ハ)

辭任届

壹 通 壹 通

住職(主管者)ノ選任ヲ證スル書面 壹 通

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

奈良縣 郡市 村町 番地

何 々 寺 (教會)

奈良縣 郡市 村町 番地

申請人 (住職(教會主管者) 職) 氏 名 印

何區裁判所 (何出張所)御中

備考 一、参照條文 令第一條、登令第七條第五項第六條第十一條第十二條第十四條、非訟事件手續法第百四十九條

二、添附書類 イ、戶籍抄本又ハ辭任届 ロ、住職(主管者)ノ選任ヲ證スル書類

三、代理人ヲ以テスル場合ハ委任狀ヲ添附シ、代理人ノ署名又ハ記名捺印ヲ以テ申請スルモノトス

四、移轉、財産ノ總額ノ異動及代務者就任ノ場合ノ登記申請ハ本様式ニ準ズ

五、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

寺院(教會)規則變更認可申請書

(例示) 名稱變更
管内移轉

當寺寺院(教會)規則中一部別記ノ通變更致度候條御認可相成度此段申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職

氏

名

印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、参照條文 法第六條第二項
- 二、添附書類
 - (一) 名稱變更ノ場合(規則第十五條)
 - 1、變更條項及理由記載ノ別記 ロ、管長ノ承認書 ハ、總代ノ同意書(様式三) ニ、變更ニ付寺院規則(教會規則)所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類
 - (二) 管内移轉ノ場合(規則第十五條、第十九條)
 - 1、變更條項及理由記載ノ別記 ロ、管長ノ承認書 ハ、總代ノ同意書(様式三) ニ、變更ニ付寺院規則(教會規則)所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類 ホ、移轉後ノ權信(教)徒ノ概數 ヘ、資産ノ狀況(移轉前ノ財産目錄及移轉後ノ豫定財産目錄) ト、移轉先境内(構内)地ノ位置及坪數(地形、

規則變更申請別記

變更ノ條項及理由

變更セントスル寺院(教會)規則ノ條項	變更後ノ寺院(教會)規則ノ條項	變更理由
名稱變更ノ場合ハ 第何章第何條 寺院(教會)名稱何何「トアルヲ	第何章第何條 寺院(教會)名稱何何「ト變更ス	所屬宗(教)派、宗制(教規)第何條ニ依リ、何々寺(教會)ナル名稱ヲ付スルノ要アルニ因ル等
移轉ノ場合ハ 第何章第何條 寺院(教會)所在地何何「トアルヲ	第何章第何條 寺院(教會)所在地何々「ト變更ス	都市計畫事業ニヨリ當寺院(教會)境内(構内)地ガ道路用地ニ該當シタルニ因ル等

(詳細説明ヲ要スル場合ハ理由書ヲ別紙トスルコト)

財產處分認可申請書

當寺院(教會)所有ノ左記財產處分致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(教會主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

處分スベキ財產ヲ表示スルコト

記

備考

- 一、參照條文 法第十條 規則第三十九條
- 二、添附書類 イ、管長ノ意見書 ロ、總代ノ同意書 ハ、寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類 ニ、理由書 竝ニ處分代金ノ使途又ハ管理方法ノ明細書 ホ、土地ニ在リテハ所在地、地番、地目、用途、面積、價格及所在ノ場所、登記簿ノ謄本又ハ抄本 ヘ、建物其ノ他ノ工作物ニ在リテハ其ノ種類、用途、構造、面積、價格及所在ノ場所、實物ニ在リテハ種類、名稱、記號、番號、額面金額、員數、品質、形狀、質量、作者及由來、有價證券ニ在リテハ種類、名稱、記號、番號、額面金額、拂込金額及管理方法、量、處分方法及處分豫定價格、相手方ノ住所及氏名、ル、處分完了豫定日
- 三、處分ノトキハ規則第四十條第一項(様式五五)ニヨリ届出ヅルコト
- 四、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

境(構)外土地、境(構)外建物、賃貸認可申請書

當寺院教會所有ノ左記境(構)外土地、境(構)外建物、賃貸致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

- 一、賃貸ノ目的物タル土地又ハ建物ノ表示
- 二、賃貸ノ期間及賃貸料
- 三、賃借人ノ氏名又ハ名稱及住所

備考

- 一、參照條文 法第十條 民法第六百二條
- 二、添附書類 イ、管長ノ意見書 ロ、總代ノ同意書 ハ、寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類 ニ、理由書 ホ、賃貸借契約ノ内容ヲ示ス書類(契約案等) ヘ、土地又ハ建物ノ位置ヲ示ス圖面 ト、登記簿謄本又ハ抄本
- 三、賃貸借契約ノトキハ規則第四十條第一項(様式五五)ニヨリ期間滿了等ニ依リ終了シタルトキハ同條第二項(様式五六)ニヨリ届出ヅルコト
- 四、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

立木處分認可申請書

當寺院(教會)所有左記立木處分致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱
寺院(教會)ノ名稱
住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

記

立木所在地	立木ノ種類	大キサ(目通廻リ石數才數等)	員數	處分豫定價格	備考
-------	-------	----------------	----	--------	----

備考

- 一、參照條文 法第十條 明治四十二年法律第二十二號 明治四十三年四月司法省令第五號
- 二、添附書類 イ、管長ノ意見書 ロ、總代ノ同意書 ハ、寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類 ニ、理由書 ホ、目的物ガ土地、建物、寶物、有價證券等其ノ種類ニ從ヒ處分申請ノ場合又ハ名稱及住所 ト、立木登記アルモノハ登記簿謄本又ハ抄本 チ、處分完了豫定年月日
- 三、處分濟ノトキハ規則第四十條第一項(様式五五)ニヨリ届出ヅルコト
- 四、國有境内地ノ木竹伐採ニ關シテハ本様式ニ準ジ手續ヲナスコト(明治三十六年内務省令第二九六號寺院佛堂境内官有地木竹管理規則)
- 五、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

擔保權設定認可申請書

當寺院(教會)所有ノ左記財産ニ擔保權設定致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱
寺院(教會)ノ名稱
住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

記

一、被擔保債權ノ種類、金額等
二、擔保權ヲ設定スベキ財産及擔保權ノ種類及順位

備考

- 一、參照條文 法第十條 規則第三十九條
- 二、添附書類 イ、管長ノ意見書 ロ、總代ノ同意書 ハ、寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類 ニ、理由書 ホ、目的物ガ土地、建物、寶物、有價證券等其ノ種類ニ從ヒ處分申請ノ場合ト同様事項ヲ記載シタル書類 ヘ、擔保權者ノ氏名及住所 ト、其ノ他之ニ準ズベキ事項ノ書類
- 三、擔保濟ノトキハ(様式五五)ニヨリ擔保ヲ廢シタルトキハ(様式五六)ニヨリ夫々届出ヅルコト
- 四、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

保證認可申請書

當寺院(教會)今般左記ノ通保證債務ヲ負擔致度候條御認可相成度此段申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

- 一、債權者及債務者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二、保證ノ種類及保證スベキ債務ノ種類、金額等

備考

- 一、參照條文 法第十條 規則第三十九條
- 二、添附書類
 - イ、管長ノ意見書
 - ロ、總代ノ同意書
 - ハ、寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類
 - ニ、理由書
 - ホ、保證ノ方法
 - ヘ、連帶保證者アルトキハ其ノ氏名又ハ名稱及住所
 - ト、資産及負債ノ狀況ヲ示ス書類
 - チ、其ノ他之ニ準ズベキ事項ノ書類
 - ツ、認可ヲ受ケ保證ヲナシタルトキハ(様式五五)ニヨリ保證ヲ廢止シタルトキハ(様式五六)ニヨリ夫々届出ヅルコト
- 三、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

借財認可申請書

當寺院(教會)左記金額借財致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

借財額ヲ記入ス

備考

- 一、參照條文 法第十條、規則第三十九條
- 二、添附書類
 - イ、管長ノ意見書
 - ロ、總代ノ同意書
 - ハ、寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類
 - ニ、理由書
 - ホ、借入金ノ用途又ハ管理方法ノ明細書
 - ヘ、借入金額利率及期間
 - ト、償還方法
 - チ、借入先ノ氏名又ハ名稱及住所
 - リ、擔保權ヲ設定スルトキハ其ノ種類及目的物
 - ヌ、資産及負債ヲ示ス書類
 - ル、其ノ他之ニ準ズベキ事項ノ書類
- 三、借財額ノトキハ(様式五五)ニヨリ借財償還シタルトキハ(様式五六)ニヨリ夫々届出ヅルコト
- 四、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

財產處分（擔保設定、借財、保證）ニ付
總代ノ同意ニ關スル承認申請書

當寺院（教會）左記財產處分（擔保權設定、借財、保證）度致候處別紙事由書記載ノ通總
代ノ同意ヲ得ルコト能ハザルニ付御承認相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗（教）派ノ名稱

寺院（教會）ノ名稱

住職（主管者）

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

處分財產ノ表示、又ハ擔保、借財、保證ノ要項ヲ記入スルコト

備考

一、參照條文 法第十條第二項

二、添附書類

イ、總代ノ同意ヲ得ルコト能ハザル事由書

三、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

一回ニ付十五
錢ノ收入印紙
ヲ貼附

寺院（教會）財產臺帳閱覽申請書

御應備付左記寺院（教會）ノ財產臺帳閱覽致度此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

所在地

所屬宗（教）派ノ名稱

寺院（教會）ノ名稱

備考

一、參照條文 法第九條、細則第六條

二、收入印紙ニハ消印ヲナサザルコト

三、市町村ヲ經由セズ

四、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

一、謄本又ハ抄本
二、一枚ニ付十五
錢ノ割合ヲ以テ
收入印紙ヲ以テ
貼附

寺院(教會)財産臺帳謄本(抄本)交付申請書

御廳備付左記寺院(教會)ノ財産臺帳謄本何通御交付相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所

奈良縣知事

殿

氏

名

印

記

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

備考

- 一、参照條文 法第九條、細則第六條
- 二、抄本交付ノ申請書ニハ所要事項ヲ附記スルコト
- 三、收入印紙ニハ消印ヲナサザルコト
- 四、市町村ヲ經由セス
- 五、申請ハ寺院及法人教會ニ限ル

三三

寶物搬出認可申請書

種類名稱	員數	品質、形狀、法量	作者、由來	保管方法	其ノ他
------	----	----------	-------	------	-----

當寺(教會)所有右寶物左記ノ通搬出致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

殿

氏

名

印

記

奈良縣知事

- 一、搬出ノ事由
- 一、搬出ノ期間(自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日)
- 一、搬出先ノ場所及所在地
- 一、荷造運搬ノ方法
- 一、搬出期間中ニ於ケル保管方法

備考

- 一、参照條文 寺院(教會)規則ニ認可ヲ要スル旨定ムルコトヲ要ス
- 二、添附書類 搬出先ヨリノ照會文又ハ依頼狀ノ寫
- 三、申請ハ寺院及法人教會ノトキニ限ル

命令出陳中ノ國寶一時返戻許可願

- 一、國寶ノ名稱及員數
 - 一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)
 - 一、一時返戻ヲ要スル事由
 - 一、一時返戻ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 一、荷造運搬ノ方法
 - 一、命令出陳中ノ博物館、美術館等ノ承諾ニ關スル事項
- 右國寶目下 館ニ命令出陳中ノ處前記ニ依リ所有者ニ一時返戻方御許可相成度此段及御願候也
- 昭和 年 月 日

寺院名、住職氏名
總 代氏名

文部大臣 殿

備考

- 一、本書式ハ命令出陳中ノ國寶ニ付祭祀法要、公務執行等ノ爲必要アルトキ所有者ニ於テ一時返戻ヲ出願スル場合ナリ
- 二、一時返戻ノ期間ニハ祭祀法要、公務執行等ノ期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト

命令出陳中ノ國寶一時搬出許可願

- 一、國寶ノ名稱及員數
 - 一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)
 - 一、一時搬出ヲ要スル事由
 - 一、一時搬出ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 一、一時搬出先ノ場所及所在地
 - 一、荷造運搬ノ方法
 - 一、搬出期間中ニ於ケル保管ノ方法
 - 一、命令出陳中ノ博物館、美術館等ノ承諾ニ關スル事項
- 右國寶目下 館ニ命令出陳中ノ處前記ニ依リ一時搬出方御許可相成度此段及御願候也
- 昭和 年 月 日

寺院名、住職氏名
總 代氏名

文部大臣 殿

備考

- 一、本書式ハ命令出陳中ノ國寶ニ付維持修理、展覽會出陳又ハ學術研究等ノ爲必要アルトキ一時搬出ヲ出願スル場合ナリ
- 二、一時搬出ノ期間ニハ維持修理、展覽會出陳又ハ學術研究等ノ期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト

國寶寄託出陳許可願

- 一、國寶ノ名稱及員數
 - 一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)
 - 一、寄託ノ事由
 - 一、寄託ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 一、寄託先ノ場所及所在地
 - 一、荷造運搬ノ方法
 - 一、寄託期間中ニ於ケル保管ノ方法
- 當 所有國寶前記ニ依リ 館ニ寄託出陳致度候條御許可相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

寺院名、住職氏名
總 代氏名

文部大臣 殿

備考

- 一、本書式ハ國寶ヲ博物館、美術館又ハ之ニ準ズベキ場所ニ寄託ノ爲出願スル場合ナリ
- 二、寄託出陳中ノ國寶ニシテ期間滿了後更ニ繼續寄託ノ場合ハ其ノ旨ヲ附記スルコト
- 三、寄託ノ期間ニハ寄託出陳期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト
- 四、什寶物ノ場合ハ國寶トアルヲ什寶ト改メ文部大臣宛トアルヲ奈良縣知事宛トスルコト

寄託出陳中ノ國寶一時返戻許可願

- 一、國寶ノ名稱及員數
 - 一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)
 - 一、一時返戻ヲ要スル事由
 - 一、一時返戻ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 一、荷造運搬ノ方法
 - 一、寄託出陳中ノ博物館、美術館等ノ承諾ニ關スル事項
- 右國寶 館ニ寄託出陳中ノ處前記ニ依リ所有者ニ一時返戻方御許可相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

寺院名、住職氏名
總 代氏名

文部大臣 殿

備考

- 一、本書式ハ寄託出陳中ノ國寶ニ付祭祀法要、公務執行等ノ爲必要アルトキ所有者ニ於テ一時返戻ヲ出願スル場合ナリ
- 二、一時返戻ノ期間ニハ祭祀法要、公務執行等ノ期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト
- 三、什寶物ノ場合ハ國寶トアルヲ什寶ト改メ文部大臣トアルヲ奈良縣知事宛トスルコト

寄託出陳中ノ國寶一時搬出許可願

- 一、國寶ノ名稱及員數
 - 一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)
 - 一、一時搬出ヲ要スル事由
 - 一、一時搬出ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 一、一時搬出先ノ場所及所在地
 - 一、荷造運搬ノ方法
 - 一、搬出期間中ニ於ケル保管ノ方法
 - 一、寄託出陳中ノ博物館、美術館等ノ承諾ニ關スル事項
- 右國寶 館ニ寄託出陳中ノ處前記ニ依リ一時搬出方御許可相成度此段及御願候也
- 昭和 年 月 日

寺院名、住職氏名
總 代氏名

文部大臣 殿

備考

- 一、本書式ハ寄託出陳中ノ國寶ニ付維持修理、展覽會出陳又ハ學術研究等ノ爲一時搬出ヲ出願スル場合ナリ
- 二、一時搬出ノ期間ニハ維持修理、展覽會出陳又ハ學術研究等ノ期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト
- 三、什寶物ノ場合ハ國寶トアルヲ什寶ト改メ文部大臣トアルヲ奈良縣知事宛トスルコト

寄託出陳中ノ國寶寄託出陳期間變更許可願

- 一、國寶ノ名稱及員數
 - 一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)
 - 一、寄託期間變更ノ理由
 - 一、期間變更ノ年月日 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 一、荷造運搬ノ方法
 - 一、寄託中ノ博物館、美術館等ノ承諾ニ關スル事項
- 右國寶 館ニ寄託出陳中ノ處前記ニ依リ寄託期間變更致度候條御許可相成度此段及御願候也
- 昭和 年 月 日

寺院名、住職氏名
總 代氏名

文部大臣 殿

備考

- 一、本書式ハ寄託出陳中ノ國寶ニ付期間滿了前事故ノ爲寄託期間ノ短縮ヲ出願スル場合ナリ
- 二、期間變更ノ年月日ニハ變更セル寄託出陳期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト
- 三、什寶物ノ場合ハ國寶トアルヲ什寶ト改メ文部大臣トアルヲ奈良縣知事宛トスルコト

國寶寄託出陳先變更許可願

- 一、國寶ノ名稱及員數
 - 一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)
 - 一、寄託出陳先變更ノ事由
 - 一、寄託ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 一、寄託變更先ノ場所及所在地
 - 一、荷造運搬ノ方法
 - 一、寄託期間中ニ於ケル保管ノ方法
 - 一、寄託出陳中ノ博物館、美術館等ノ承諾ニ關スル事項
- 右國寶 館ニ寄託出陳中ノ處前記ニ依リ寄託出陳先變更致度候條御許可相成度此段及御願候也
- 昭和 年 月 日

文部大臣 殿

寺院名、住職氏名
總 代氏名

備考

- 一、本書式ハ寄託出陳中ノ國寶ニ付他ノ博物館又ハ美術館等ニ寄託出陳先變更ノ爲出願スル場合ナリ
- 二、寄託ノ期間ニハ變更セル寄託出陳期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト
- 三、什寶物ノ場合ハ國寶トアルヲ什寶ト改メ文部大臣トアルヲ奈良縣知事宛トスルコト

國寶搬出許可願

- 一、國寶ノ名稱及員數
 - 一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)
 - 一、搬出ノ事由
 - 一、搬出ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 - 一、搬出先ノ場所及所在地
 - 一、荷造運搬ノ方法
 - 一、搬出期間中ニ於ケル保管ノ方法
- 當 所有國寶ヲ前記ニ依リ搬出致度候條御許可相成度此段及御願候也
- 昭和 年 月 日

文部大臣 殿

寺院名、住職氏名
總 代氏名

備考

- 一、本書式ハ維持修理、展覽會出陳又ハ學術研究等ノ爲國寶搬出ヲ出願スル場合ナリ
- 二、搬出ノ期間ニハ維持修理、展覽會出陳又ハ學術研究等ノ期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト

國寶搬出期間變更許可願

一、國寶ノ名稱及員數

一、所有者ノ氏名(名稱)及住所(所在地)

一、變更ノ事由

一、搬出ノ期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

一、搬出ノ場所及所在地

一、荷造運搬ノ方法

一、搬出期間中ニ於ケル保管ノ方法

右國寶ニ搬出中ノ處前記ニ依リ期間變更致度候條御許可相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

寺院名、住職氏名
總 代氏名

文部大臣 殿

備考

一、本書式ハ搬出中ノ國寶ニ付期間變更ヲ出願スル場合ナリ

二、搬出ノ期間ニハ變更セル維持修理、展覽會出陳又ハ學術研究等ノ期間ヲ更ニ括弧ヲ附シテ記載スルコト

三、什寶物ノ場合ハ國寶トアルヲ什寶ト改メ文部大臣宛トアルヲ知事宛トスルコト

境(構)内地増加(減縮、模様替)認可申請書

當寺院(教會)境(構)内地左記ノ通區域變更(模様替)致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事 殿

記

一、現在境(構)内地ノ位置、地目及坪數

二、増加又ハ減縮、模様替セントスル土地ノ位置、地目及坪數

三、増加(又ハ減縮)後ノ坪數

備考

一、參照條文 令第十六條

二、添附書類

イ、理由書(増加ノ場合ハ令第十五條各號ノ一ニ該當スル旨詳記スルコト) ロ、増減又ハ模様替ノ計畫書

ハ、經費及其ノ支辨方法書 ニ、境(構)内地ノ地形、面積、建物ノ配置、附近ノ狀況ヲ示ス圖面(縮尺五

境(構)内建物新築(改築、増築、除却、模様替)認可申請書
當寺院(教會)左記ノ通營繕致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

記

- 一、新築、改築、増築、除却、模様替等ノ區別
- 二、營繕ヲナサムトスル建物ノ位置、種類、用途、構造及坪數
- 三、營繕後ノ建物ノ種類、用途、構造及坪數
- 四、竣功ノ期日

備考

一、參照條文 令第十九條

二、添附書類

イ、理由書 ロ、工事ノ計畫書(設計書、仕様書、圖面添附但シ縮尺五十分ノ一乃至六百分ノ一)

ハ、經費及其ノ支辨方法書 ニ、建物ノ配置、構造及坪數ヲ示ス圖面 ホ、別ニ建物所有者アルトキハ其ノ氏名又ハ名稱及住所竝ニ其ノ者ノ同意書

境(構)内地(又ハ建物)目的外使用認可申請書
當寺院(教會)境(構)内地(又ハ建物)ノ一部左記ノ通目的外使用致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

記

- 一、理由
- 二、使用者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 三、使用ノ個所及其ノ坪數
- 四、使用方法
- 五、使用ノ期限
- 六、使用料ノ定アルトキハ其ノ金額

備考

一、參照條文 令第十七條第十八條第二十一條

二、添附書類 使用個所ヲ示ス圖面

三、理由ハ公益ノ爲メニスル使用又ハ其ノ用途ヲ妨ゲザル限度ノ使用ナルコトヲ詳記スルコト

境(構)内建物用途變更認可申請書

(當寺院(教會)左記境(構)内建物用途變更致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

一、用途變更ヲナス建物ノ位置、種類、從來ノ用途、構造及坪數

二、變更セントスル用途

備考

一、參照條文 令第二十條

二、添附書類 理由書

寺院(教會)合併認可申請書

所在地

甲 所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

所在地

乙 所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

右甲寺院(教會)ヲ乙寺院(教會)ニ合併(又ハ甲寺院(教會)ト乙寺院(教會)ト合併シテ新ニ何寺院(教會)ヲ設立)致度候條御認可相成度關係書類ヲ具シ此段及申請候也

昭和 年 月 日

右

甲寺院(教會)住職(主管者)

氏

名

印

乙寺院(教會)住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、參照條文 法第十一條、規則第四十四條
- 二、添附書類
 - イ、理由書
 - ロ、由緒沿革
 - ハ、合併後ノ寺院(教會)規則
 - ニ、管長ノ承認書
 - ホ、双方寺院(教會)ノ本寺所屬上級教會及總代ノ同意書
 - ヘ、檀信(教)徒三分ノ二以上ノ同意書
 - ト、宗制(教規)及寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類
 - チ、合併後ノ檀信(教)徒數ヲ示ス書類
 - リ、合併後ノ財産目録
 - ス、合併經費及合併後二ケ年ノ收支豫算及事業計畫ヲ示ス書類
 - ル、合併後ノ境(構)内地ノ位置及坪數ヲ示ス書類(地形、面積、附近ノ狀況等ヲ示ス圖面添附)
 - ヲ、合併後ノ境(構)内建物ノ名稱、種類、用途、位置、構造及坪數ヲ示ス書類(圖面添附)
 - ワ、別ニ土地、建物ノ所有者アルトキハ其ノ氏名又ハ名稱及住所(同意書添附)
 - カ、建物新築等ナスモノハ工事計畫及竣工豫定期日ヲ示ス書類(圖面添附)
 - ヨ、令第二十六條所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類
 - タ、不動産其ノ他重要ナル財産ニ關スル權利ノ所屬ヲ證スベキ書類

寺院(教會)解散認可申請書

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

右寺院(教會)解散致度候條御認可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

右

寺院(教會)
住職(主管者) 氏 名 印

奈良縣知事 殿

備考

- 一、參照條文 法第十一條、規則第五十三條
- 二、添附書類
 - イ、理由書
 - ロ、由緒沿革ヲ示ス書類
 - ハ、管長ノ承認書
 - ニ、本寺(所屬上級教會)及總代ノ同意書
 - ホ、檀信徒三分ノ二以上ノ同意書
 - ヘ、宗制(教規)及寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類
 - ト、財産目録及寺院(教會)規則ニ依ル財産ノ處分方法ヲ記載シタル書類

殘餘財產處分認可申請書

所在地
 所屬(教)宗派ノ名稱
 寺院(教會)ノ名稱
 右寺院(教會)昭和 年 月 日付解散ノ認可(又ハ合併ノ認可或ハ設立認可ノ取消)ニ依リ解散致候處殘餘財產ノ處分ニ關シ當該寺院(教會)規則ニ定メ無之候ニ付左記ノ通處分致度候條御認可相成度此段及申請候也
 昭和 年 月 日 住 所
 右寺院(教會)清算人 氏 名 印

奈良縣知事

記

- 一、處分スベキ財產ノ種類及價格又ハ金額別記ノ通
- 二、處分財產ノ歸屬者ノ氏名又ハ名稱及住所

備考

- 一、參照條文 令第二十九條第三十二條、規則第四十九條
- 二、添附書類 イ、理由書 ロ、處分スベキ財產ノ種類及價格又ハ金額
ハ、處分財產歸屬者ノ財產ノ使用ノ目的及管理方法
- ニ、民法第七十九條ノ手續ヲナシタルコトヲ證スル書類及其ノ手續後ニ於ケル資産及負債表
- 三、申請ハ寺院又ハ法人教會ニ限ル

清算終了ノ計算書承認申請書

所在地
 所屬(教)宗派ノ名稱
 寺院(教會)ノ名稱
 解散ノ原因及年月月
 右寺院(教會)解散ニ付清算中ノ處現務ノ終了、債權ノ取立及債務ノ辨濟及殘餘財產ノ引渡等事務終了致候條別紙計算書ノ御承認相成度此段及申請候也
 昭和 年 月 日
 右寺院(教會)清算人 氏 名 印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、參照條文 令第三十一條 規則第五十二條第七十四條
- 二、添附書類 イ、計算書 ロ、成規ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類 ハ、寺院(教會)規則ノ定ムル所
ニ依リ殘餘財產ヲ處分シタルトキハ歸屬者ノ受領書及之ヲ證スル登記簿謄本等
- 三、申請ハ寺院又ハ法人教會ニ限ル

寺院住職(代務者) 就任届
教會主管者

拙者今般左記ノ通 寺院住職(代務者)ニ就任致候條此段及御届候也
教會主管者

昭和 年 月 日

住所

氏

名

印

奈良縣知事

殿

就任年月日	寺院(教會)ノ名稱	所屬(教)宗派ノ名稱	所在地	氏名	生年月日	其ノ他

備考

- 一、参照條文 規則第二十六條、細則第三條
- 二、添附書類 イ、就任ヲ證スル書類 ロ、履歷書(様式六八)

寺院住職(代務者) 退任届
教會主管者

左記ノ者今般寺院住職(代務者)ヲ退任致候條此段及御届候也
教會主管者

昭和 年 月 日

住所

届出人(本人又ハ後任者) 若ハ代務者等 職

氏

名

印

奈良縣知事

殿

退任年月日	退任ノ事由	寺院(教會)ノ名稱	所屬(教)宗派ノ名稱	所在地	氏名	其ノ他
	(死亡、辭任、任期滿了、轉任等)					

備考

- 一、参照條文 規則第二十七條第八條

寺院住職 (代務者) 職務執行不能届
教會主管者

拙者左記事故ノ爲 寺院住職 (代務者) ノ職務ヲ行フコト能ハザルニ付此段及御届候也
追テ目下代務者任命方手續中ニ付申添候

昭和 年 月 日

所在地
所屬宗(教)派ノ名稱
寺院(教會)ノ名稱
住職 (代務者) 氏
主管者(代務者) 氏

奈良縣知事 殿

事故ノ種類	事故發生年月日	事故止ミ豫定年月	其ノ他
(病氣、未成年、召集、徵用等)			

備考

- 一、參照條文 規則第二十七條第十二條
- 二、添附書類 事實ヲ證スル書類(醫師ノ診斷書、戶籍謄本等)

代務者ヲ置キタル事故止届

拙者曩ニ代務者ニ就任致候處左記ノ通代務者ヲ置キタル事故止候條此段及御届候也
追テ目下代務者退任ノ手續中ニ付申添候

昭和 年 月 日

所在地
所屬宗(教)派ノ名稱
寺院(教會)ノ名稱
住職 (代務者) 氏
主管者(代務者) 氏

奈良縣知事 殿

代務者ヲ置キタル事故	事故止ミノ事由	事故止ミ年月日	住職(主管者) 氏	其ノ他
(缺員、病氣、未成年、召集、徵用等)	新ニ住職(主管者)任命、病氣全快成年トナリタル爲、召集解除等			

備考

- 一、參照條文 規則第二十七條第十條

寺院住職 (代務者) 外國旅行届
教會主管者

拙者今般何何ノ目的ヲ以テ別紙日程表ノ通何國へ旅行可致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職 (代務者) 氏

名 印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、參照條文 規則第二十七條第十一條
- 二、添附書類 旅行日程表

境(構)内地増加(減縮、模様替)完了届

當寺院(教會)左記境(構)内地ノ増加(減縮、模様替)ニ關シ昭和 年 月 日付社
兵第 號ヲ以テ御認可相成候處昭和 年 月 日完了致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者) 氏

名 印

奈良縣知事

殿

記

増加(減縮、模様替)セル土地ノ地番、地目、反別又ハ坪數及所有者ノ氏名又ハ名稱
及住所

備考

- 一、參照條文 指令但書
- 二、添附書類 1、收支精算書 2、所有權及使用權ヲ證スル書類

境(構)内建物營繕竣功届

當寺院(教會)ノ左記營繕ニ關シ昭和 年 月 日付社兵第 號ヲ以テ御認可相

成候處昭和 年 月 日竣功致候條收支精算書添附此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

設立者又ハ

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

竣功建物ノ種類、名稱、用途、構造、坪數

備考

一、參照條文 (設立ノトキ) (移轉ノトキ) (單ナル營繕ノトキ) 規則第十八條、同第二十三條第二項 推令但書

二、添附書類 1、工事ノ收支精算書(別記) 2、所有權及使用權ヲ證スル書類

竣功届別記

收入		支出	
一金	圓	一金	圓
營繕資金繰入	錢	基礎費	錢
特志任意寄附金	錢	材料費	錢
古材賣却等雜入	錢	大工及手間	錢
何々	錢	莊嚴費	錢
計金	圓	竣工式等費用	錢
	錢	出願及登記諸費	錢
		何々	錢
收入支出差引殘金	圓	計金	圓
		錢ハ營繕資金ニ編入等	錢

境(構)内建物災害届

當寺院(教會)左記境(構)内建物昭和 年 月 日火災(災害ノ原因ヲ記ス)ノ爲滅失致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

滅失セル建物ノ位置、種類、名稱、用途、構造、坪數

備考

- 一、參照條文 令第二十五條
- 二、添附書類 災害ノ原因、被害ノ狀況、寶物、財産ノ措置等顛末ヲ記載シタル書類

境(構)内地(又ハ建物)所有者異動届

當寺院(教會)境(構)内地(又ハ建物)ノ所有者左記ノ通變更致候條此段及御届候也
昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

記

- 一、所有者變更シタル土地又ハ建物ノ表示
- 二、前所有者ノ氏名及住所
- 三、新ナル所有者ノ氏名及住所

備考

- 一、參照條文 細則第八條
- 二、添附書類 新ナル所有者ノ所有證明及其ノ者ノ同意書

寺院(教會)設立終了届

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱
寺院(教會)ノ名稱

右寺院(教會)設立ノ件昭和 年 月 日付社兵第何號ヲ以テ御認可相成候處今般
左記ノ通設立終了致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

右寺院(教會)設立者 氏

名 印

右寺院住職
(教會主管者) 氏

名 印

奈良縣知事

殿

記

- 一、境(構)内建物竣工年月日
- 二、財産目錄所掲財産移轉濟年月日
- 三、境(構)内地及境(構)内建物ノ施設ヲ終リ寺院(教會)設立ヲ完了シタル年月日

備考 一、参照條文 指令俱書

寺院(教會)移轉完了届

當寺院(教會)ノ移轉ニ關シ昭和 年 月 日付社兵第 號ヲ以テ寺院(教會)

規則ノ變更ヲ御認可相成候處昭和 年 月 日移轉完了致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者) 氏

名 印

殿

奈良縣知事

備考

- 一、参照條文 規則第二十三條
- 二、添附書類
 - イ、移轉後ノ境(構)内地境(構)内建物ノ所有權及使用權ヲ證スル書類
 - ロ、移轉經費ノ收支精算書
 - ハ、移轉ニ付建物新築等ナシタル場合ハ竣工ニ關スル書類
- 三、他ノ市町村ニ移轉シタルトキハ、更ニ新舊兩所在地ノ市區町村長宛其ノ旨ヲ届出ヅルコト(規則第三十條様式六六)

財産目録所掲財産移轉濟届

寺院(教會)設立(又ハ合併)ノ件昭和 年 月 日付社兵第 號ヲ以テ御認可
相成候處該申請書添附ノ財産目録所掲ノ財産ハ全部當寺院(教會)ニ所有權移轉ヲ相濟マ
セ候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

設立者又ハ
住職(主管者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、参照條文 規則第十七條第四十六條第四十三條
- 二、添附書類 イ、不動産ニ在リテハ登記簿謄(抄)本等 ロ、公債、社債ニ在リテハ保護預リ證等
ハ、株式ニ在リテハ名義書替後ノ所有證明等 ニ、現金ニ在リテハ預金證明等
- 三、届出ハ寺院及法人教會ニ限ル

清算人 就任届

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

解散原因及年月日

(昭和 年 月 日解散ノ認可、合併ノ認可又ハ設立認可ノ取消等)

右寺院(教會)解散ニ付拙者今般清算人ニ就任致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

住所

清算人 氏

名

印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、参照條文 法第十五條、民法第七十七條
- 二、添附書類 裁判所ノ選任ニ依ル清算人ナルトキハ其ノ選任ヲ證スル書類
- 三、届出ハ寺院又ハ法人教會ニ限ル

殘餘財産處分濟届

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

解散原因及年月日

右寺院(教會)解散ニ付殘餘財産ノ處分ニ關シ昭和 年 月 日付社兵第何號ヲ以テ御認可相成候處今般其ノ處分ヲ了シ候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

住所

右寺院(教會)清算人 氏

名 印

奈良縣知事 殿

備考

- 一、參照條文 規則第五十條第五十五條
- 二、添附書類 1、處分財産歸屬者ノ受領證書 2、不動産ニ付テハ登記簿謄本又ハ抄本、公債、社債ニ付テハ保護預證、株式ニ付テハ名義書替後ノ所有證明、現金ニ付テハ預金證明等
- 三、届出ハ寺院又ハ法人教會ニ限ル

財産處分(擔保、借財、保證)濟届

標記ノ件ニ關シ昭和 年 月 日付社兵第 號ヲ以テ御認可相成候處昭和

年 月 日處分完了致(擔保ニ供シ、或ハ借財又ハ保證ヲ爲シ)候條此段及御

届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者) 氏

名 印

奈良縣知事 殿

備考

- 一、參照條文 規則第四十條第一項
- 二、添附書類 1、處分ノ場合ハ收支精算書 2、擔保提供ノ場合ハ不動産登記簿謄本等之ヲ證スル書類
- 三、届出ハ寺院及法人教會ニ限ル

擔保設定廢止(借財償還、保證廢止)届

昭和 年 月 日付社兵第 號ヲ以テ擔保設定(借財、保證)ノ御認可相成候處

昭和 年 月 日擔保設定ヲ廢止(借財償還、保證廢止)致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者) 氏

名 印

奈良縣知事

殿

備考

一、參照條文 規則第四十條第二項

二、添附書類 1、擔保廢止ノ場合ハ不動産登記簿謄本等之ヲ證スル書類

三、届出ハ寺院及法人教會ニ限ル

國有寺院境内地讓與受濟届

當寺院國有境内地左記ノ通讓與相受候條圖面等添附此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗派ノ名稱

寺院ノ名稱

住職 氏

名 印

奈良縣知事

記

一、位置及地番

二、地目及坪數又ハ反別

三、讓與年月日

備考

一、參照條文 細則第二十二條

二、添附書類 1、圖面 2、登記簿謄(抄)本又ハ土地臺帳謄本

前年度布教狀況等ノ件報告

當寺院前年度中ニ於ケル布教ノ狀況等別紙ノ通ニ候條此段及報告候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會結社)ノ名稱

住職(主管者)
(又ハ代表者)

氏

名

印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、参照條文 細則第九條
- 二、添附書類 1、布教狀況(様式五九) 2、公益事業ヲ行フモノニ在リテハ其ノ狀況
- ハ、收支決算書(様式六〇、六一、六二)

布教ノ狀況 (自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日)

一、教義ノ宣布

寺院内又ハ外布教ノ區別	回数	集會延人員	備	考
寺院内布教				
寺院外布教				

(内他府縣布教何回
同集會人員延何人)

二、主ナル儀式、行事

年月日	儀式、行事ノ名稱	儀式、行事ノ場所	集會人員	備	考

三、檀信徒ノ増減及年度末現在數

前年度中異動數	前年度末現在員數	備	考
増			
減			
男	前年度末現在員數		
女			
男			
女			
計			

四、其ノ他

新聞雜誌其ノ他印刷物ノ刊行、教師ノ異動、總代ノ異動等ヲ記載ス

備考 本書ハ布教ノ狀況等報告(様式五八)ニ添附スルモノトス

昭和何年度何々寺院收支豫算(決算)書 (自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日)

收入		目		本年度豫	前年度豫	比	較	備	考
				(決算額)	(決算額)	増	減		
科	第一欸諸收入								
	第一項檀信徒								
	第一項負擔信徒	第一目負擔信徒	第一節檀信徒						
	第二項信施收入	第一目志納金	第一節志納金						
			第二節志納金別						
		第二目賽錢							
		第三目冥加料							
		第四目納經料							

第一項地境收入																				
第二欸雜收入																				
			第十二目何々																	
			第十一目集印料																	
			第十目御膳料																	
					第二目拜諸觀料堂	第一節拜寶觀料物														
					第九目拜觀料															
					第八目供米															
					第七目戒名料															
					第六目回向料															
					第五目納骨料															

第一項豫備費	
第一目豫備費	
支出合計	

(備考) 一、本様式ハ「資金會計」ヲ別途ニ經理スル場合ノ書式トシテ一例ヲ示シタルニ過キズ、依ツテ當該寺院ノ事情ト必要ニ應ジ適宜科目ノ増減ヲナスコト

二、資金會計ヲ別途ニ經理セザル場合ニアリテハ

收入第一款諸收入ニ第三項用途指定寄附金ヲ設ケ第一目基本財産指定寄附金、第二目何々營繕費寄附金第三目何々トシ第三款特別會計繰入ヲ削リ左ノ款ヲ挿入スルコト

第三款資金支出	
第一項資金支出	
第一目 基本財産 利子支出	
第二目 國寶保存費 金 利子支出	
第三目 永代經料費 金 利子支出	
第四目 豫備資金 支 出	

第五目何々

支出第四款雜支出ノ内第一項資金會計繰入金ヲ削ル第六款資金積立第一項資金積立第一目基本財産積立第二目豫備資金積立ヲ設ケ豫備費ハ第七款ニ繰下ゲルコト

昭和何年度何々寺院資金會計收支豫算(決算)書 (自昭和何年何月何日至昭和何年何月何日)

收入		本年豫前年度豫比		備考
科	目	(決算額)	(決算額)	
第一項 收 基本財産	第一目 小作料			
	第二目 貸地料			
	第三目 貸家料			
	第四目 竹木其ノ他賣却代			
	第五目 預金利子			
	第六目 有價證券利子			
	第七目 何々			
第二項 收 豫備資金				

第三項 何々資金	第一目 預金利子								
		第二項 豫備資金	第一目 基本財産						
				第二目 有價證券					
第二項 何々資金	第一目 預金利子								
		第一項 基本財産	第一目 基本財産						
				第二目 有價證券					
第一項 何々資金	第一目 豫金利子								
		第二項 豫備資金	第一目 基本財産						
				第二目 有價證券					
第三項 何々資金	第一目 預金利子								
		第二項 豫備資金	第一目 基本財産						
				第二目 有價證券					
第一項 何々資金	第一目 豫金利子								
		第二項 豫備資金	第一目 基本財産						
				第二目 有價證券					
第二項 何々資金	第一目 預金利子								
		第一項 基本財産	第一目 基本財産						
				第二目 有價證券					
第一項 何々資金	第一目 豫金利子								
		第二項 豫備資金	第一目 基本財産						
				第二目 有價證券					
第三項 何々資金	第一目 預金利子								
		第二項 豫備資金	第一目 基本財産						
				第二目 有價證券					

收入合計	第一項前年度決算剩餘金	第四款繰越金	第一項用途指定附金	第三款寄附金	第五目雜入	第一節預金利息	第二節有價證券	第三節何々
	第一目前年度決算剩餘金	第二目何々	第一目何々					

第一目構内入地	第一節枯損却代木	第二節構内使用料	第二目構外入地	第一節地付料所	第二節家付屋料	第三節竹却代木	第三目財產處分入	第一節不用品	第二節何々	第四目公益事業入	第一節託兒補助金所	第二節授産給金所

支出		科目	目	本年度豫 (決)算額	前年度豫 (決)算額	比 增	比 減	備 考
第一項	祭儀費	第一目	神饌品費					
		第二目	祭器具費					
第二項	布教費	第一目	雜費					
		第二目	備人料					
		第三目	何々					
		第四目	何々					
		第五目	何々					
第二欸	通常經費	第一目	布教費					
		第二目	何々					
第一項	報酬	第一目	報管者					
		第二目	報教者					

支出		科目	目	本年度豫 (決)算額	前年度豫 (決)算額	比 增	比 減	備 考
第二項	交誼費	第一目	交誼費					
		第二目	何々					
		第三目	何々					
		第四目	何々					
		第五目	何々					
第三項	雜給	第一目	手當					
		第二目	何々					
		第三目	何々					
		第四目	何々					

檀信(教)徒總代選任(解任)届

當寺院(教會)檀信(教)徒總代左記ノ通選任(解任)致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

何市町村長

記

殿

選任(解任)年月日	選任(解任)ノ事由	住 所	檀信(教)徒ノ別	職業	生氏年月日名
	寺院(教會)規則第何條ニヨリ選任又ハ辭任、任期满了等				

備考

- 一、参照條文 規則第二十九條
- 二、添附書類 寺院(教會)規則所定ノ手續ヲ經タルコトヲ證スベキ書類
- 三、届出事項中變更ヲ生ジタルトキハ其ノ旨遲滯ナク届出ヅルコト

檀信(教)徒總代死亡届

當寺院(教會)左記檀信(教)徒總代死亡致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者)

氏

名

印

何市町村長

殿

死亡年月日	住 所	職業	生氏年月日名

備考 一、参照條文 規則第二十九條第二項

寺院(教會)解散届

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱
寺院(教會)ノ名稱

右寺院(教會)昭和 年 月 日附ヲ以テ奈良縣知事ヨリ解散ノ認可相成

(又ハ何郡市町村何寺院(教會)トノ合併認可ニ依リ解散致設立ノ認可取消ニ依リ解散致) 候處今般殘務ノ處理ヲ了シ候ニ付寺院(教會)ハ茲ニ消滅スルコト、相成候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

住 所

右寺院(教會)住職
(主管者)又ハ清算人 氏

名 印

何市町村長

殿

備考

一、參照條文 規則第三十一條
二、合併ニ依ル解散ノトキハ合併ニ依リ存續又ハ新設セラレタル寺院住職(教會主管者)ヨリ届出デ其ノ他ノ場合ハ清算人ヨリ届出ヅベキモノトス

寺院(教會)移轉届

當寺院(教會)昭和 年 月 日付ヲ以テ奈良縣知事ヨリ左記ノ通寺院教會移轉ニ

關スル寺院(教會)規則變更ノ認可ヲ受ケ今般移轉ヲ完了致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱
寺院(教會)ノ名稱

住職(主管者) 氏

名 印

何市町村長

記

一、舊所在地

二、新所在地

備考

一、參照條文 規則第三十條
二、新舊兩所在地ノ市町村長宛届出ヅルコト
三、添附書類
(一) 舊所在地ノ市町村長宛ニハ不要
(二) 新所在地ノ市町村長宛ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類
イ、總代ノ氏名、住所、職業及生年月日
ロ、總代ノ選任ノ年月日
ハ、任期アルモノニ付テハ任期滿了ノ年月日

住職(代務者、教師等及僧侶)名簿
主管者

就任年月日	解任年月日	住職(主管者)代務者 教師等名稱	住所	國籍	男女別	氏名	生年月日

備考

- 一、参照條文 規則第二十五條第一項第二號
- 二、添附書類 履歷書(様式六八)
- 三、此ノ名簿ハ細則様式第四ノ資料トナルモノトス

本籍地	現住所	履歷書	位勳功爵學位	氏名	生年月日
		學業履歷			
年月日	年月日	何府縣市町村何學校何學年ニ入學、卒業等			
年月日	年月日	何々宗教立何學校ニ入學、修業等			
年月日	年月日	何免許狀受領			
年月日	年月日	宗教派關係履歷			
年月日	年月日	得度何々等			
年月日	年月日	何宗教派教師何級ニ補セラル			
年月日	年月日	何教師ニ昇級セラル			
年月日	年月日	何府縣市町村何宗教派何寺教會院住職(主管者)ニ任命セラル			

年月日何府縣知事又ハ何市長ノ許可
ヲ受ケ改名(舊名ハ何々)
年月日何某ト婚姻又ハ養子縁組ニヨ
リ改姓(舊姓ハ何々)

職業履歷

年月日 何府縣市町村何學校教員ヲ命ゼラル
 年月日 右學校何ノ爲メ退職
 年月日 司法保護委員、方面委員等

賞罰

罰金以上ノ刑又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ等
 右相違無之候

昭和 年 月 日

右

氏

名

印

備考

- 一、履歷書ヲ備付又ハ提出スベキ場合ハ
- イ、寺院、教會ニ備付(規則第二十五條第一項二號)
- ロ、寺院、教會設立認可申請(規則第十三條第一項五號)
- ハ、寺院規則、教會規則ノ認可申請(規則第二十一條)
- ニ、住職、教會主管者就任届(規則第三條)
- ホ、宗教結社組織届(規則第五十八條第一項二號)
- ヘ、宗教結社ノ布教者届(規則第五十九條)

檀徒信徒(總代)名簿

選任等	解任等	住	所	檀徒信徒ノ別	籍國	別女男	業職	氏	生	年	月	日	名
昭和	昭和												
昭和	昭和												
昭和	昭和												
昭和	昭和												
昭和	昭和												

備考

- 一、参照條文 規則第二十五條第一項四號
- 二、檀徒信徒名簿ト總代名簿トハ別紙トスルコト
- 三、年月日右欄ハ總代ノトキハ選任年月日、檀信徒ノトキハ檀信徒トナリタル年月日ヲ記入スルコト
 年月日左欄ハ總代ノトキハ解任年月日(死亡、辭任、任期滿了等)檀信徒ノトキハ檀信徒タルコトヲ退
 キタル年月日ヲ記入スルコト
- 四、總代又ハ檀信徒タルコトヲ退キタルトキハ氏名ヲ朱抹スルコト

所屬團體名簿

名稱	設立年月日	目的	組織	團體員ノ數	備考
(何々講 何々婦人會)等					(解散ノ年月日及事由其 ノ他)

備考

- 一、參照條文 規則第二十五條第一項第五號
- 二、團體員ノ名簿ハ別紙トシテ添附スルコト

何々會議事録

- 一、年月及日時 昭和 年 月 日午前 時 後
 - 二、場所 奈良縣 市 町 村 何寺院(教會)内
 - 三、件名 何々ノ件(又ハ外何件)
 - 四、議案 別紙ノ通
 - 五、出席者 資格 定數
 - 六、採決 出席者氏名(多人數ナルトキハ名簿ハ別紙トスルモ可) 即日滿場一致原案可決確定(又ハ出席者ノ過半數ヲ以テ原案ヲ可決ス等)
- 右議事録ハ事實ト相違無之候

署名者 資格 氏

名 印

備考

- 一、參照條文 規則第二十五條第一項第七號
- 二、議案及議事ノ狀況記錄ハ別紙トシテ添附スルコト

收入簿 會計簿

年月日	號番	科目	目	摘要	收入金額	收入額累計
				円円

年月日	號番	科目	目	摘要	支出金額	支出額累計
				円円

備考
 一、参照條文 規則第二十五條第一項第九號
 二、收支證憑書ハ記帳ノ都度決算様式ニ示セル科目別ニ分類シテ傳票及番號ヲ付シ、收入簿支出簿ニ轉記ス
 三、尚摘要欄ニハ決算様式ニ示セル摘要事項ヲ記載スルコト
 四、豫算ヲ定ムルモノニアリテハ收支金額欄ノ上ニ豫算金額欄ヲ設ケ累計欄ヲ豫算殘高ト改ムルコト
 五、收支證憑書ハ會計簿ノ番號順ニ綴込ミ置クコト
 現金出納簿

年月日	號番	科目	目	收入額	支出額	現在額
			円円円

財產目録 一土地

(昭和 年 月 日現在)

資産種別	地目	地積	時價	價備	備考
畑	町段畝歩		圓		
宅地	坪		圓		
山林	町段畝歩		圓		
何々			圓		

二建物

資産種別	名稱	棟數	建坪	時價	價備	備考
本堂	宇		坪	圓		
庫裡	棟		坪	圓		
何々	棟		坪	圓		
貸家	棟		坪	圓		

何々
棟
坪
圓

三 實物、什物

財產種別	種類	名稱	員數	時價	備考
實物	軸		點	圓	
什物	火鉢		箇	圓	

四 有價證券

資產種別	種類	額面金額	拂込金額	員數	時價	備考
公債				枚		
社債				枚		
株式				枚		
何々				枚		

五 預金、貯金、貸金

資產種別	種類	金額	預入又ハ貸付先	備考
定期		圓		

通	知	圓
當	座	圓
何	々	圓

六 現金

資產種別	種類	金額	備考
現	金	圓	
小	切手	圓	
何	々	圓	

七 其ノ他ノ資産

資産種別	種類	金額	備考
著作	權	圓	

八 負債

負債種別	金額	現在額	借入先	備考
------	----	-----	-----	----

七四 土地資產臺帳

資產種別	境(構)内外 ノ區別	郡、市、町、村 大字、番地	地目	地積	記帳 價格	取得ノ原因 及年月日	備考
計							

二 建物

資產種別	名稱	郡、市、町、村 大字、番地	構造	延建坪及 坪	記帳 價格	建築又ハ取 得ノ年月日	備考
計							

三 寶物、什物

資產種別	登錄番號	名稱類	員數	品質、形 狀、法量	作者由來	時價	登錄ノ 年月日	保管方法	備考

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

七五 負債臺帳

負債合計金

計	負債種別	借入金額	借入ノ年月日	債權者	借入ノ目的及用途	利率	償還期限	現在高	備考

七六

宗教結社届

今般宗教結社
候也

昭和 年 月 日

ヲ組織仕リ候ニ付別紙規則及添付書類相添へ此段及御届

布教所代表者

氏

名 印

奈良縣知事

殿

備考 一、参照條文 法第二十三條、規則第五十八條、細則第十五條添付スベキ規則書ハ様式(第七七)届書ハ
二通 届出ハ市町村役場經由スルコト

第一章 名稱

第一條 本結社ハ何々ト稱ス

第二章 事務所ノ所在地

第二條 本結社ハ事務所ヲ奈良縣 市郡 町村大字 番地ニ置ク

第三章 教義儀式及行事

第三條 本結社ハ何々宗教義ヲ宣布シ何々宗教ノ儀式及行事ヲ行フ

第四章 奉齋主神

第四條 何々ヲ本結社ノ奉齋主神安置佛トス

第五章 組織

第五條 本結社ノ代表者ハ本結社ヲ主管シ之ヲ代表ス

第六條 本結社ハ何々宗教ニ屬シ何々(寺院教會)ニ所屬ス

第七條 本結社ハ何々本部ノ監督ニ服屬ス

第八條 本結社ノ設立ハ何々ノ同意ヲ得所轄何々ノ承認ヲ經テ何々ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第九條 本結社地方長官ニ提出セントスル届書等ハ凡テ所轄何々ノ承認ヲ經ベシ

第十條 本結社ハ毎年 月 日末日現在ニ於ケル部屬布教者及教信徒ノ數竝ニ其ノ資産狀

況ヲ所轄何々ニ報告スベシ

第十一條 本結社ニハ何々教典及其ノ衍義書其ノ他ヲ備フ本結社ニハ左ノ表簿ヲ備フ

一、本結社規則竝ニ何々教則宗制及所屬何々(寺院教會)規則

二、代表者及部屬布教者ノ名簿及履歷書

三、部屬教徒及信徒竝ニ世話人ノ名簿

四、收入簿、支出簿及證憑書類

五、官公署竝ニ所屬教派及教會トノ往復書類

第十二條 本結社ハ部屬信徒〇〇名以上ニ達シタルトキハ寺院(教會)ノ設立認可申請ヲ爲ス

第十三條 本結社ヲ廢止セントスルトキハ部屬布教者及世話人ノ全員竝ニ部屬教信徒三分ノ二以

上ノ同意ヲ得所屬寺院教會長ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ承認ヲ得タルトキハ速ニ所轄何々ヲ經テ何々ニ届出ヅベシ

第六章 財産管理其ノ他ノ財務

第十四條 本結社ニ屬スル一切ノ財産ハ其ノ代表者ノ名義ニ於テ之ヲ所有管理ス

前項ノ財産ヲ處分セントスルトキハ代表者ニ於テ何々全員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十五條 本結社ニ何々ヲ置ク

何々ハ本結社ノ經營ニ關シ本結社代表者ヲ扶ク

第十六條 本結社ハ教費トシテ部屬信徒一戸ニ付毎月金何圓以下ヲ納付セシム

第十七條 本結社ノ經費ハ何々ノ出資スル維持費竝ニ信徒教費及奉養其ノ他ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十八條 本結社ノ會計年度ハ毎年 月 日ニ始マリ 年 月 日ニ終ル

第十九條 本結社ハ收入簿及支出簿ヲ備ヘ收支ヲ明瞭ニ記載スベシ

何々ハ隨時會計帳簿其他證憑書類ヲ閱覽スルコトヲ得

第七章 代表者及布教者ノ資格及選定方法

第二十條 何々宗教教師ノ資格ヲ有スルニ非レバ本結社ノ代表者代務者又ハ布教者タルコトヲ得

ズ

第二十一條 本結社ノ代表者死亡其ノ他ノ事由ニ因リ缺ケタルトキハ所屬寺院教會長ニ於テ後任者

ヲ選定ス

代表者久シキニ亘リ職務ヲ行フコト能ハザルトキハ其ノ代務者ヲ置キ之ガ選任ニ付テハ前項

ノ規定ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本規則ヲ變更セントスルトキハ代表者ニ於テ部屬布教者及何々ノ全員竝ニ部屬教信

徒ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得所屬寺院教會長ノ承認ヲ經テ何々ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可アリタルトキハ速ニ何々ニ届出ヅルコトヲ要ス

添付書類 (規則第五十八條)

- 一 教典及其ノ衍義書 (別冊)
- 二 代表者ノ履歷書 (別紙)
- 三 布教ノ方法
本結社内及民家ニ於テ之ヲ行フ 但シ會社工場等ニツキ特殊布教若ハ街頭ニ於テモ亦之ヲ行フコトアルベシ
- 四 布教者ノ數及信徒ノ概數
イ 布教者 名
ロ 信徒 名
- 五 資産ノ狀況
イ 不動産
ロ 動産
- 六 イ 結社ノ位置 奈良縣 市郡 町村大字 番地

- ロ 建物ノ名稱
- ハ 種類
- ニ 用途
- ホ 構造
- ヘ 建坪數
- ト 敷地坪數
- チ 建物圖面 (別紙)
- 七 他ニ關係宗教結社ノ有無

以上

宗教結社届出事項中一部變更届

昭和 年 月 日 當宗教結社届出事項中左記ノ通り變更致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

宗教結社ノ名稱

代表者 氏

名 印

奈良縣知事

殿

記

- 一 變更前ノ届出事項
- 二 變更シタル事項

備考

- 一、參照條文 法第二十三條
- 二、添附書類 變更シタル教典又ハ衍義等

宗教結社廢止届

當宗教結社義ニ社兵第 號ヲ以テ受理通知相成候處昭和 年 月 日之ヲ廢止

致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

所在地

宗教結社ノ名稱

代表者 氏

名 印

奈良縣知事

殿

備考

- 一、參照條文 規則第六十條、細則第十三條
- 二、添附書類
 - イ、廢止ノ理由書
 - ロ、布教者、布教所及其ノ所屬財産ノ處置方ヲ記載シタル書類

宗教結社所屬ノ布教者異動届

左記ノ者當宗教結社所屬ノ布教者トシテ曩ニ届出候處今般退任致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

奈良縣知事

殿

所在地
宗教結社ノ名稱
代表者

氏

名 印

記

氏名	住所	年月日	異動事項	備考
			(死亡、辭任、退任等)	

備考

一、参照條文 法第二十四條

市町村備附總代名簿

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱 何々宗教

寺院(教會)ノ名稱 何々寺(何教會)

選任ノ年月日	住所	檀(信)徒ノ別	職業	氏名
昭和 年 月 日	奈良縣何郡何村大字何番地	檀徒	農 業	日 本 太 郎 明治三〇年三月十日
昭和 年 月 日	同村大字何 何番地	信 徒	菓子製造業	甘 野 初 造 明治十年十月一日

備考

イ、本名簿ニハ表紙寺院(教會)總代名簿何々村ヲ別紙トシ加綴スルコト

ロ、總代解任、死亡ノ届出アリタルトキハ斜線ヲ以テ朱抹スルコト、死亡ノトキハ特ニ欄外ニ何年何月何日死亡ト記載スルコト

ハ、用紙ハ規格B列第五番型洋紙トシ表裏共印刷スルコト

一、参照條文 規則第二十八條、第二十九條

寺院(教會)境(構)内地地租免除申請書

縣 郡 町 大字
市 村

字地番	元地目	地目	地積	賃貸價格	用途	境内地設定又ハ變更年月日	所有者

右免租相成度測量圖等相添へ此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

何稅務署長

殿

檀信徒總代

住所

氏

寺院(教會)ノ名稱

氏

住職(主管者)

氏

住

氏

〃

〃

名 名

印 印 印 印

備考

- 一、參照條文 昭和十五年勅令第四百六十號第一條第二條
- 二、同一地番内ニ有租地及無租地ト爲ルベキ區域アルトキハ總地積ヲ記載シ左傍ニ無租地積ヲ内書スルコト
- 三、元地目欄ニハ土地臺帳ノ地目ヲ記載スルコト 尙地目欄ニハ境内地下記載スルコト
- 四、地積欄ニハ元地目宅地ハ坪其ノ他ハ歩ニテ表示スルコト
- 五、用途欄ニハ宗教團體法第二十二條ノ規定ニ依ル寺院ノ境内地下對スル地租免除ノ施行勅令第一條各號ニ規定スル事項別ニ記載スルコト
- 六、奈良縣下稅務署管轄ハ別記ノ通り

基督教教會規則要綱
何々教會教會規則

第一章 總則

- 一 名稱
- 二 法人非法人ノ別
- 三 所在地
- 四 所屬教團ノ名稱
- 五 其ノ奉ズル宗教ノ名稱
- 六 教義
- イ 教義ノ大要
- ロ 信條
- ハ 所依ノ經典
- 七 教師ノ資格

備考

教會ノ名稱附沿革

例ハ本教會ハ之ヲ法人トスト規定スルコト

道府縣以下地番迄ヲ記載スルコト

五乃至十一ノ事項ハ教團ニ屬セザル教會ニ在リテ「所屬教團ノ名稱」ニ代ヘ規定スルモノトス

例ハバ信仰簡條、信仰告白其ノ他教義ノ綱領等

教師タルヲ得ルノ要件(教師ハ一定ノ素養又ハ經驗ヲ有スルモノタルベキ旨ヲ規定スルコト)及教師タルヲ得ザル場合ノ該當事項等ニ付規定スルコト

八 教師ノ種類及員數

九 教師ノ任免

十 教師ノ職務權限

十一 教師ノ補助者

第二章 教義ノ宣布及儀式ノ執行

第一節 教義ノ宣布

布教ノ種類及方法

第二節 儀式ノ執行

儀式及行事ノ種類

第三章 教會主管者其ノ他ノ機關

第一節 教會主管者

一 資格

二 任免

イ 選任ノ方法

任免ノ機關及任免ノ方法ヲ規定スルコト

任免ニ關シテハ地方長官ニ届出ヅベキコト

例ハ福音ノ宣傳信徒ノ教導、儀式ノ執行ノ如キ

會堂ノ内外ニ於ケル説教、文書等ノ布教ノ種類及方法ニ付規定スルコト(定期、臨時ノ集會、日曜學校、聖書研究會、家庭集會、工場、會社布教等)
集會ノ日時又ハ曜日ノ一定セルモノハ之ヲ明カニスルコト
布教用ノ定期刊行物アルトキハ其ノ名稱發行回數等ヲ明カニスルコト

儀式ハ公禮拜、聖禮典等、行事ハ復活祭、降誕祭等ニ付規定スルコト
日時ノ一定セルモノハ之ヲ明カニスルコト

教會主管者タルヲ得ルノ要件及教會主管者タルヲ得ザル場合ノ該當事項等ニ付規定スルコト
任免ニ關シテハ地方長官ニ届出ヅベキコト
推薦、選舉等ノ方法ニ付規定スルコト

選舉ニ依ル場合ハ選舉資格、被選舉資格、選舉ノ手續等ニ付規定スルコト

退任ノ事由等ニ付規定スルコト

任期アルモノニ付規定スルコト補缺ノ任期、任期満了ノ場合ニ付亦同シ

教會主管者缺ケタルトキ、未成年ナルトキ又ハ病氣、應召、外國旅行等ニ因リ久シキニ亘ル故離アルトキ

代務者ハ教會主管者ノ職務ヲ行フモノナルベキ旨ヲ規定スルコト、其ノ權限ニ制限ヲ加フルノ必要アル場合ハ其ノ制限ニ付亦規定スルコト

副牧師、傳道師、事務員等ヲ置ク場合ニ付規定スルコト

補缺ノ場合、任期満了ノ場合ニ付亦規定スルコト

ロ 選任ノ手續

ハ 退任

三 任期

四 職務權限

第二節 教會主管者ノ代務者

一 代務者ヲ置ク場合

二 資格

三 任免ノ手續

四 職務權限

第三節 補助者

第四節 教會ノ役員

一 種類及員數

二 任免

三 任期

四 職務權限

第五節 教會ノ特別代理人

一 選舉資格、被選舉資格

二 選任ノ方法

第六節 會議

一 會議ノ種類及名稱

二 組織

三 會議

イ 招集

ロ 議長及其ノ代理者

ハ 議決方法

ニ 議事録ノ作製

四 職務權限

第四章 信徒及其ノ總代

第一節 信徒

法人タル教會ニ限リ宗教團體法第十五條但書

民法第五十六條及第五十七條參照ノ上規定スルコト

臨時會議ニ付亦規定スルコト

招集者、招集ノ手續、招集ノ回数、定員數、會期等ニ付規定スルコト

書面又ハ代理人ニ依ル表決及過半數議決ニ於ケル可否同數ノ際ノ採決方法等ニ付規定スルコト

議事録ニハ開會日時及場所、開會當時ノ議員總數、出席者ノ氏名又ハ出席者數、議事ノ經過要領及結果、表決數、議長及署名委員ノ署名ニ關シ記載スルコト
會議ノ議決スベキ事項其ノ他ノ權限ニ付規定スルコト

信徒タルノ手續ヲ規定スルコト

信徒ノ名簿ヲ調製シ信徒ノ氏名、生年月日、受洗年月日、本籍現住所、結婚、死亡等記載スベキ旨ヲ規定スルコト
例ハ信徒ノ總代ノ選舉權及被選舉權、教會役員ニ就任スルノ權其ノ他ノ權利、教義及教會規則遵守ノ義務、教會維持費負擔ノ義務等
轉會及退會ノ事由、轉會及退會ノ手續、他行又ハ住所不明ノ信徒ニ對スル處置等ニ付規定スルコト

被選資格、缺格事項等ニ付規定スルコト

三人以上ヲ置クコト

選舉又ハ教會主管者ノ推薦若ハ指名等執レノ方法ニ依ルカチ明カニシ其ニ付規定スルコト

就任及解任ハ教會主管者ヨリ之ヲ市町村長ニ届出ヅベキコト

補缺ノ任期、任期満了ノ場合ニ付亦規定スルコト

總代ノ同意ヲ要スベキ事項其ノ他ノ職務權限ニ付規定スルコト
同意ヲ要スベキ事項ニシテ主要ナルモノヲ例示セバ

一 教會規則ヲ變更セントスルトキ

二 法人ニ非サル教會ヲ法人トシテスルトキ

三 教會主管者ガ宗教團體法第十條第一項ノ行為ヲ爲サントスルトキ

四 教會解散シ(合併ノ場合ヲ除ク)他ノ教會ニ屬セントスルトキ

- 一 資格
- 二 種類
- 三 名簿
- 四 權利義務
- 五 轉會、退會等
- 六 戒規

第二節 信徒ノ總代

- 一 資格
- 二 員數
- 三 選任ノ方法
- 四 就任及解任ノ手續
- 五 任期
- 六 職務權限

第五章 出張傳道所其ノ他ノ所屬團體

第一節 出張傳道所

第二節 其ノ他ノ所屬團體

第六章 財產管理其ノ他財務

第一節 財產

- 一 財產
 - イ 基本財產
 - ロ 普通財產

二 管理

- イ 管理者
- ロ 管理ノ方法
- ハ 財產目錄ノ調製

第二節 經費及維持ノ方法

一 經費

五 教會解散シ殘餘財產ヲ處分セントスルトキ
其ノ他法律命令及教團規則ニ於テ總代ノ同意ヲ要スベキモノト規定シタル事項

名稱、所在地、擔當布教者、信徒集會等ニ付規定スルコト

例ハ何々會、何々青年會、何々修行道場等ニシテ其ノ名稱、所在地、目的及事業、組織等ニ付規定スルコト

基本財產ニ編入スベキ財產、例ハ土地建物其ノ他ノ不動産、現金、公債證券其ノ他ノ有價證券等

基本財產以外ノ財產

財產ノ種類別ニ管理ノ方法ヲ規定スルコト
財產ノ登記、教會財產齋帳ヘノ登錄ニ付亦規定スルコト

毎年度基本財產、普通財產ノ別ニ種類、數量、價格等ヲ記載シ財產目錄ヲ調製スベキ旨ヲ規定スルコト

教會ノ存立維持ニ要スル費用ノ支辨方法ニ付規定スルコト

- 二 收支豫算ノ編成及議決
 - 三 收支決算ノ作成及承認
 - 四 會計年度
 - 五 財産處分ノ手續
 - 六 借財保證
 - 七 歲計剩餘金ノ處分方法
 - 八 其ノ他ノ財務ニ關スル規程
 - 九 構内地、構内建物等ノ管理
 - 十 教會ニ於テ備フベキ表簿
- 第七章 公益事業
- 一 公益事業ヲ行フ場合ノ手續
 - 二 公益事業
 - イ 名稱及所在地
 - ロ 目的及事業

決算報告書ニハ財産目錄ヲ添付スベキコト
 會計検査ニ付テモ規定スルコト
 會計年度ノ終始年月日ニ付規定スルコト
 土地建物其ノ他ノ不動産若ハ教會財産臺帳ニ登録セラレタル財
 産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供セントスル場合ニ付規定スルコト、基
 本財産ノ處分ニ付テハ處分ノ場合ノ該當事項、處分ノ手續、
 處分金額ノ限度等ニ付テモ規定スルコト
 例ヘバ基本財産へ繰入、翌年度歳入トシテ繰越又ハ特別基本財
 産トシテ積立ツル等其ノ處分方法ニ付規定スルコト

構内地、構内地建物等ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ規定スルコト
 一 教會規則其ノ他ノ規則 二 教會主管者其ノ他機關ノ職ニ在ル
 者及教師ノ名簿及履歷書 三 教師ノ養成及教養機關ニ關スル書
 類 四 信徒及總代ノ名簿 五 所屬團體ノ名簿 六 構内地及構内
 建物ノ明細圖 七 教會所定ノ議決機關ノ議事錄 八 公益事業ニ
 關スル書類 九 收入簿、支出簿及證憑書類 十 官公署及所屬教
 團トノ往復書類
 法人タル教會ニ在リテハ前記ノ外財産目錄、資産臺帳及負債臺帳

- ハ 組織
 - ニ 管理及維持ノ方法
- 附 則
- 一 教會規則ノ施行期日
 - 二 教會規則ノ變更
 - 三 經過の規定

(注意) 第一章 總 則

第一項 名稱

第一條 本教會ノ名稱ハ何々基督教會ト稱ス
 以下條文書トスレバヨイ

寺院(教會)檀信徒總代名簿閱覽申請書

貴役所(又ハ役場)備付左記寺院(教會)ノ檀信徒總代名簿閱覽致度此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

何市町村長

殿

記

- 一、所 在 地
- 二、所屬(教)宗派ノ名稱
- 三、寺院(教會)ノ名稱

備考

一、參照條文 規則第三十二條、細則第四條

證明申請書

左記事項御證明相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所

氏 名 印

奈良縣知事
(何市町村長)

殿

記

1、土地、建物ガ禮拜ノ用ニ供スルコトノ證明申請ノ場合ハ(細則第十五條、公衆禮拜用建
物及敷地登記令第一號第三項)

所 在 地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

證明ヲ要スル境(構)内建物又ハ境(構)内地ノ表示

右ハ公衆禮拜ノ用ニ供スル建物(又ハ建物ノ敷地)ニ相違ナキコト

口、登録税免除ノ證明申請ノ場合ハ(昭和十五年勅令第四六一號)

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教)會ノ名稱

證明ヲ要スル境(構)内地(又ハ建物)ノ表示

右ハ登録税法施行規則第五條第一項第何號ニ該當スル土地ニ相違ナキコト(又ハ右ハ登録税法施行規則第五條第二項ニ該當スル建物ニ相違ナキコト)

ハ、總代名簿記載事項ノ證明申請ノ場合ハ(規則第三十二條)

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教)會ノ名稱

證明ヲ要スル總代ノ住所、氏名

右ハ貴役所(又ハ役場)備付檀信徒總代名簿ニ登載アル總代ニ相違ナキコト(又ハ總代ニアラザルコト)

(注意) 總代證明ニ限リ市町村長宛トスルコト

ニ、財産臺帳ノ登録事項ノ證明申請ノ場合ハ(令第十三條、細則第七條)

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

證明ヲ要スル財産ノ表示

右ハ御應備付寺院(教會)財産臺帳ニ登録アル財産ニ相違ナキコト(又ハ登録ナキコト)

ホ、清算結了ノ計算書ノ證明申請ノ場合ハ(登記令第二十條、非訟事件手續法第一七八條)

所在地

所屬(教)宗派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

別紙清算結了ノ計算書ハ地方長官ノ承認ヲ經タルモノニ相違ナキコト

(注意) 計算書ハ別紙トシテ添付スルコト

ヘ、寺院(教會)ノ境(構)内地又ハ境(構)内建物ナルコトノ證明申請ノ場合ハ(免租等手續上必要アルトキ)

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

證明ヲ要スル境(構)内地(又ハ建物)ノ表示

右ハ寺院(教會)境(構)内地(又ハ建物)ニ相違ナキコト

ト、住職(教會主管者)(代務者)ノ資格證明申請ノ場合ハ

(登記申請、訴訟等ニ付必要ナル資格證明ハ任免權ヲ有スル管長ニ於テ作成スルヲ本則トスルモ、已ムヲ得ザル場合ハ地方廳ニ於テモ之ヲ作成スルコトアリ)

所在地

所屬宗(教)派ノ名稱

寺院(教會)ノ名稱

住職、主管者(又ハ代務者)氏名

右ハ寺院住職、教會主管者(又ハ代務者)ニ相違ナキコト

備考

一、正副貳通提出スルコト

二、市町村ヲ經由セズ

三、イ、ロ、ニ、ホノ申請ハ寺院又ハ法人教會ニ限ル

宗教團體法 (昭和十四年法律第七十七號)

第一條 本法ニ於テ宗教團體トハ神道教派、佛教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教團(以下單ニ教派、宗派、教團ト稱ス)竝ニ寺院及教會ヲ謂フ

第二條 教派、宗派及教團竝ニ教會ハ之ヲ法人ト爲スコトヲ得 寺院ハ之ヲ法人トス

第三條 教派、宗派又ハ教團ヲ設立セントスルトキハ設立者ニ於テ教規、宗制又ハ教團規則ヲ具シ法人タラントスルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ明ニシ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス 教規、宗制及教團規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 名稱

二 事務所ノ所在地

三 教義ノ大要

四 教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ關スル事項

五 管長、教團統理者其ノ他ノ機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項

六 寺院、教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項

- 七 住職、教會主管者、其ノ代務者及教師ノ資格、名稱及任免其ノ他ノ進退並ニ僧侶ニ關スル事項
- 八 檀徒、教徒又ハ信徒ニ關スル事項
- 九 財産管理其ノ他ノ財務ニ關スル事項
- 十 公益事業ニ關スル事項

教規、宗制若ハ教團規則ヲ變更セントスルトキ又ハ法人ニ非ザル教派、宗派若ハ教團ガ法人タラントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第四條 教派及宗派ニハ管長ヲ、教團ニハ教團統理者ヲ置クベシ

管長又ハ教團統理者ハ教派、宗派又ハ教團ヲ統理シ之ヲ代表ス

管長又ハ教團統理者缺ケタルトキ、未成年ナルトキ又ハ久シキニ互リ職務ヲ行フコト能ハザルトキハ代務者ヲ置キ其ノ職務ヲ行ハシムベシ

管長、教團統理者又ハ其ノ代務者就任セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五條 教派、宗派又ハ教團ハ設立認可ノ取消ニ因リテ解散ス

教派、宗派又ハ教團ハ設立認可ノ取消ニ因リテ解散ス

第六條 寺院又ハ教會ヲ設立セントスルトキハ設立者ニ於テ寺院規則又ハ教會規則ヲ具シ第二項第五號ノ教會ヲ除クノ外豫メ管長又ハ教團統理者ノ承認ヲ經、法人タラントスル教會ニ在リテハ其ノ旨

ヲ明ニシ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

寺院規則及教會規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱
 - 二 所在地
 - 三 本尊、奉齋主神、安置佛等ノ稱號
 - 四 所屬教派、宗派又ハ教團ノ名稱
 - 五 教派、宗派又ハ教團ニ屬セザル教會ニ在リテハ前號ニ規定スル事項ニ代ヘ其ノ奉ズル宗教ノ名稱及教義ノ大要並ニ教師ノ資格、名稱及任免其ノ他ノ進退ニ關スル事項
 - 六 教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ關スル事項
 - 七 住職、教會主管者其ノ他ノ機關ニ關スル事項
 - 八 檀徒、教徒又ハ信徒及其ノ總代ニ關スル事項
 - 九 本末寺及法類ニ關スル事項
 - 十 財産管理其ノ他ノ財務ニ關スル事項
 - 十一 公益事業ニ關スル事項
- 寺院規則若ハ教會規則ヲ變更セントスルトキ又ハ法人ニ非ザル教會ガ法人タラントスルトキハ檀徒

教徒及信徒ノ總代ノ同意ヲ得前項第五號ノ教會ヲ除クノ外豫メ管長又ハ教團統理者ノ承認ヲ經、地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七條 寺院ニハ住職ヲ、教會ニハ教會主管者ヲ置クベシ

住職又ハ教會主管者ハ寺院又ハ教會ヲ主管シ之ヲ代表ス

住職又ハ教會主管者缺ケタルトキ、未成年ナルトキ又ハ久シキニ互リ職務ヲ行フコト能ハザルトキハ代務者ヲ置キ其ノ職務ヲ行ハシムベシ

第八條 寺院及教會ニハ檀徒、教徒及信徒ノ總代(以下單ニ總代ト稱ス)三人以上ヲ置クベシ

總代ハ寺院又ハ教會ノ經營ニ關シ住職又ハ教會主管者ヲ扶ク

總代ノ選任及解任ハ住職又ハ教會主管者ヨリ之ヲ市町村長(市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキ者)ニ届出ヅルコトヲ要ス

第九條 寺院又ハ法人タル教會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ寶物其ノ他不動産以外ノ重要ナル財産ニ付地方長官ニ於テ保管スル寺院財産臺帳又ハ教會財産臺帳ニ登錄ヲ受クルコトヲ要ス

寺院財産臺帳又ハ教會財産臺帳ヲ閱覽シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 寺院又ハ法人タル教會左ニ掲グル行爲ヲ爲サントスルトキハ總代ノ同意ヲ得第六條第二項第五號ノ教會ヲ除クノ外管長又ハ教團統理者ノ意見書ヲ添へ、地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

一 不動産又ハ寺院財産臺帳若ハ教會財産臺帳ニ登錄セラレタル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコト

二 借財又ハ保證ヲ爲スコト

前項ノ場合ニ於テ總代ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ住職又ハ教會主管者ハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第一項ニ規定スル事項ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ之ヲ無効トス

第一項ニ規定スル事項ニ付總代ノ同意ヲ得ズシテ爲シタル行爲ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ承認ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トス

前二項ノ場合ニ於テ相手方ガ善意無過失ナルトキハ其ノ行爲ヲ爲シタル住職又ハ教會主管者ハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ズ

第十一條 寺院又ハ教會ハ第六條第二項第五號ノ教會ヲ除クノ外豫メ管長又ハ教團統理者ノ承認ヲ經、地方長官ノ認可ヲ受ケテ合併又ハ解散ヲ爲スコトヲ得

寺院又ハ教會左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ其ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得

一 堂宇又ハ會堂ノ滅失後五年内ニ其ノ施設ヲ爲サザルトキ